

も、最近の物価騰貴の状況等から見ますと、そういう関係で最後には超過負担の問題が起ってくるという問題も御承知のとおりでありますので、今後地方自治体の自主財源の増加につきましては、ただいまのお話の線も十分尊重いたしまして、私も前向きに積極的に進めてまいりたいと考えております。

○折小野委員

政府次官のただいまの御答弁、よくわかります。そしてまた自治省もいろいろな面で努力をしておいでになることは私も認めます。しかしながら、現在の自治省がこれまでの自治省の考え方の範囲で幾ら努力していただきましても、もうおのずから限度があるわけでございます。今度の税法の改正におきまして地方の財源を確保するために、たとえば住民税の法人税割の税率を引き上げるとかいうことで努力をしていただきまして、そしてそれはそれなりの効果があがっておりますわけでございます。しかし、それはあくまでも従来の自治省のワク内における努力でございます。私が申し上げる国全体の財源の再配分ということとまではまいたないわけでありまして、というように、いつまでもたつても現在のような補助金制度、そしてまたそれに伴う超過負担、こういういろいろな問題というのはなくなつてまいりません。そしてまた、この補助金制度に伴います国と地方との相互の不信感、こういうものもいつまでもたつてなくなつていなければなりません。

私、前に、地方と国との不信感、こういうものが行政の進展に非常に大きな障害要因になっておるのじゃないか、こういうことをちょっと申し上げたことがあるわけでございますけれども、いずれにしてもそのような問題のいわば諸悪の根源というものは、現在のような財源配分のあり方、そういう国の制度、そこにあるのだというふうに考えます。ですから、この点は自治省がひとつそのワクを越えていただいて、国の全体の制度の中における地方税、国の全体の財源の中における地方の財源、税のすべての点において地方財源というものはどれだけ取り込んでいけるか、こういうよ

うな面からひとつ検討をしていただかなければならないというふうに考えます。

先ほどの次官の御答弁は了承いたしますが、さらにその上に、ただいま申し上げるような立場に立つて一その御努力をお願いしたいと思ひますが、いかがお考えでございますでしょうか。

○古屋政府委員

いまのお話、やはり国全体としての財源の中で地方財源を充実する。特に最近地方財政需要といふものは増加してまいっております。住民の福祉の向上のためにも、国全体のワクの中でいかにして地方財源を強化するか、自主財源を強化するか。国、地方を通ずるいろいろな問題でございます。自治省としてのワクの中ではなく、国全体の財源のワクの中でいかにして地方財源の自主財源を強化するか、こういう点に向かひまして一その真剣に努力いたしまして、地方自治体の御要望にこたえたいと思つております。

○折小野委員

その点につきましては、政府次官にお願ひするの当然でございますが、また同時に、大臣は閣僚という立場にあられるわけでございまして、ひとつ大臣にもほんとうにその気持ちになつていただきまして、自治省あげてそういう立場でひとつ御努力をお願いしたいと考えております。

これに関連をいたしまして、実は国全体の財源の再配分ということは、やはり国と地方を通ずる事務の再配分という問題にもつながつてまいるわけでございます。かつてこういう面についての関心がいろいろと高まつておりまして、国において、事務再配分についてのいろいろな検討もなされたように承知をいたしております。ところがそれがいつの間にか消えてしまつて今日に至つておるといふのが実情でございますけれども、こういう面については今後さらに自治省といたしまして具体的に検討を進めていくというお考えはございませんか。

○古屋政府委員 ただいまの問題はおそらく、一言で言いますと事務の行政改革の問題にも関連する問題であると思ひます。結局、いままでの実

態を見ますと、御承知のように県あるいは国、国の中にも各省がありまして、その関係が、たとえば地方事務官制の問題一つにいたしましても、自治省としては努力しておるところでございますが、まだまだ関係各省とのいろいろの意見でまづかい点でまとまりがでない。私も何となく早くこれをとりまとめたいと思つておるものでありますが、一つそれだけ見ましてもなかなか進んでいない。やはりどうしてもこういう問題につきま

しては、自治省はもろに積極的にならざるべき態度は当然でございますが、関係各省にどうしてこちらのことを理解させるか、この熱意ももう少し自治省も持つていかなければならぬと思うのであります。臨時行政調査会の改革意見やあるいは地方制度調査会の答申などを尊重しながら、同時にこの変転してまいります社会情勢の推移に伴ひます行政需要の変化に即応した合理的な行政というものをどうしても確保しなければならぬのでございまして、結局これは私も事務的ベースはもとより、政治的にも、大臣ともよく話し合ひまして、国家的問題として一その積極的に、地方自治の充実といふことをあくまでも基本といたしまして施策を推進してまいらうという一その積極的な努力してまいる決意でございます。

○折小野委員

個々の改革もたいへん必要でございますが、しかし、それにはやはり大きな立場からの一つの目標を置いた努力の積み上げというのが大切であらうかと考えております。そういうような意味におきまして、ひとつこの際、国と地方を通ずる制度の抜本的な改革を実現するために一その御尽力をお願いしたいと思ひます。

今度は、今回の地方税法の改正の個々の問題につきまして、具体的にいろいろとお尋ねをしてまいりたいと思つております。

その中で一つ、現在東京都が実施しようといふことである問題になっております事業税でございます。この事業税の制度を見てまいりますと、いろいろな問題があるわけでございますが、事業税の場合には標準税率というのがきめられてお

ります。ところが、多少似たような性格を持つております住民税の法人税割におきましては、標準税率のほかに制限税率というものがございまして、こういうふうな税によってあり方が違ふというところは、そこには何らか意図するところがあるんじゃないかというふうな考えが起ります。特にこの事業税の場合と法人税割の場合とでそういうような規定のあり方の違つておる理由、それはどういうところにあるのでしょうか。

○首藤政府委員

ただいま御指摘がございましたように、標準税率のあります税目の中で特に制限税率を規定をいたしておりますものと、その規定がないものとがあるわけでございます。原則的に申しますと、標準税率をとつております制度の中で、標準税率超過課税を行ない得るといふたてまえにありましますものの中に、市町村の税という形のものにつきましては制限税率の制度が設けられておる、このようにお考えいただいてよろしいのではないかと考えております。と申しますのは、市町村は非常に数も多く、千差万別でございますので、標準税率超過課税をやることはもちろんよろしうございすけれども、それがあまり極端な変動をするということでは、全国的な負担のあり方からいかにとらえておることで制限税率が設けられておるものだと考えております。したがひまして、法人税割につきましては市町村が主体でございますので、それとの関係で制限税率が設けられておるわけでございます。

都道府県の場合の事業税につきましては、もちろん標準税率制度をとつておりますけれども、都道府県の場合は数も少のうございすし、標準税率超過課税を行なうにしてもそれほど極端な事例はないものというふうな想定のもとに、設けられていない。そのかわり全般的な調整を要する問題がございまして、この税については届け出制度が設けられておる、このように私も了解をいたしております。

○折小野委員

ただいまの御説明を裏返しにしますと、こういうふうに解釈をしてよろしいのです

か。法人税制の場合には、制限税率までの範囲内においては特別な理由がなくとも——なくともというふうには言い切るわけにはいかないかもしれませんが、それほど特別な理由がなくとも制限税率まで取つていいんだ。しかしそれがいい事業税については、地方税法の第六条で、不均一課税の規定で、一定の要件があつた場合に不均一課税ができるんだ、こういうふうな解釈をしてよろしいのですか。

○首藤政府委員 標準税率超過課税が行ない得ます場合は、特別の財政上の必要があるということとは全体を通じて要件でございまして、この点は、それだけの増収を行なう必要がある、それはかくかくしかじかのためにその必要がある、こういうことは全般を通じて厳格に解すべき問題であらうと考えております。都道府県の場合に制限税率がないというところは、そこで市町村と特別の財政需要上の問題について区別をしているという意味ではございまして、都道府県の場合には数も少のうございまして、超過課税をやるにしてもそれほど非常アンバランスなど申しますか、でこぼこの大きい措置をとることはまずないだろう。もしあるにいたしましても、届け出制度等がございしますから、その場合によく相談をすれば平穩な事態に戻るのではないか、こういうふうな考え方ではなかろうかと考えております。

○折小野委員 ところで、東京都の場合は事業税を二%引き上げることのようについて聞いております。同じような性格に都道府県の住民税制、法人税制があるわけですが、東京都の場合、法人税制を制限税率一%に取ることをしないで事業税を二%引き上げようとした理由はどういうところにあるというふうにお考えになつておりますでしょうか。あるいはどういうふうな御調査になつておるのでございましょうか。

○首藤政府委員 東京都のほうがどうして法人事業税について超過課税を行なうようにしたのかという点につきましては、いろいろ事務的には聞いてみました、必ずしも理由は私どもははっきりい

たしておりません。一般的には、法人税制のほうは今度の税制改正で制度的に上げてもらったので、そつちを手をつけずにこつちでいったという程度の話ししか聞いておりませんので、ほんとうの理由は実は判明をいたしておりません。

○折小野委員 これは申し上げるまでもないのですが、住民税の法人税制の場合ですと、その段階でおさまるわけなんです、事業税をいじるとのことになつてまいりますと、これは法人税に影響をし、したがつてその下にあります住民税の法人税制に当然波及するというふうな考えられるわけなんです。東京都が二%ということですが、二%事業税が上げられる場合に、特に市町村の法人税制にどの程度影響をするというふうにお考えになつておりますか。

○首藤政府委員 東京都の今回の標準税率超過課税が平年度で五百億といわれておりますので、その五百億という金額を前提にして考えてみますと、この五百億の超過課税がまず第一に国の法人税に影響を及ぼします。これはこまかな計算をして、配当をどのくらい行なうかで違つてまいりますが、大体留保所得に影響があると思ひますので、留保所得の場合の計算をいたしますと、この五百億の増収に対します法人税の減収が、税率が四〇%でございまして二百億影響するという計算になります。したがひまして、この二百億が、まず第一に地方団体に及ぼす影響としてはその三二%分六十四億、これが地方交付税で全国的に減少するという事態が生じてくるわけですが、市町村分の法人税制といたしましては、この二百億の法人税の減少分の二・一%が減少したことになりますので、二十四億四千万市町村分の法人税制が減少する、こういうことに相なると思ひます。

○折小野委員 事業税の引き上げが、その団体だけの責任において事がおさまるということならば別にはそれほど大きな問題はなからうかと思ひますが、その団体に特殊事情があつて、その特殊事情を処理するためにその団体の責任において財源を

確保する、こういうことでございまいしょうが、しかしただいま申し上げましたように、事業税の場合にはほかのほうにいろいろの影響が出てくるわけですね。大きい団体である国はまあいいとして、まして、特に市町村に対する影響というのがかなり小なりあるわけなんです。ですからこの面については、これは東京都自身も当然そうだと思ひますが、何らかやほり考えなければいけない、ほつておいていい問題じゃ必ずしもないと私は考えるわけなんです。その点については、東京都の審議の途中でございまして、そういう面をどうおさるのか、あるいはどうしようとしておさるのか、これはわかりませんが、もしそういう点が考えられないで二%の超過課税ということになつたといつた場合には、そういう問題について自治省はどういうふうに対処されますか。

○首藤政府委員 ただいま御説明申し上げましたような影響が市町村にも出るわけではございまして、したがひまして、法人事業税の超過課税を行なうことは、一方では地方団体の自主性という意味で許されてはおるわけではございまいけれども、よくよくの理由がなければならぬ問題である、このように考えておる次第でございまして。

○折小野委員 困つた問題だということは一つの批判でございまして、それは御自由だと思ひますけれども、しかし、それによつて現実に関係する市町村の税収というものが減るわけなんです。それを困つた問題だではつておいていいのかという問題は、市町村によつて、あるいは大きいあるいは小さい、いろいろな影響があります。影響があるから、少なくともその分だけある程度減収になる、これはもうはつきりしているわけなんです。それは関係する市町村がそれでいいんだというふうな納得すれば別でしょうが、やはりこれに対しては何らかの指導という面があつていいんじゃないかと思ひます。もしそういう面に対する配慮がなかつたということでありましたら、場合によつては東京都に対して、こういう面に対してはこうしなさいというふうな指導もあるいはあつて

いいかもしれませんし、あるいはその他の方法で何とかそういう面を考慮するという必要も必要になつてくる場合もないとはいえないと思ひます。そういう具体的な配慮についてどういうふうにお考えになつておられるかということをお聞きしたいわけなんです。

○首藤政府委員 東京都におきますこの超過課税の問題はただいま議会で審議中でございまして、前々から申し上げておきますように、特別な財政需要というものをどう考えて対処しようとしておるのか、それから不均一課税のあり方について特に一部のねらい撃ちにならないようになつておるのかどうか、それからただいま御指摘がございしましたような市町村に対する影響も含めて、都下全般と申しますか、市町村も含めた全般のコンセンサスははたして成立するのかどうか、その点について十分慎重に配慮して事柄を行なうべきである、こういう一般的なアドバイスをいたしております。ただ、これはまだ成立をいたしておりませんが、条例が通りましたあと、もし成立をいたしまして実施になるという段階になりましたら正式な届け出もあらうかと思ひますので、その際に考え方をなおこまかにたしまして、それに対応する措置等を要すればたいていアドバイスもいたしたい、こう考えておる次第でございまして。

○折小野委員 具体的にひとついろいろと御配慮をいたしたいと思ひます。特に東京都がそういう措置をとることにつきましては、まあいろいろな批評もあります。しかし、まあ一面理解できる面もあると思ひます。しかし、そのことによつて、より弱いといひますか、小さな市町村への影響、これを全然無視していいということにはなりませんので、その点はひとつ十分配慮していただくようお願いをいたします。次に、住民税についてお伺いをいたします。住民税の均等割、これはもう前からしつこく論ぜられておる問題でございまして。今日、この均等割をもう何とかしなければいけないんじゃない

いか、こういうような時期にすでに来ておるといふように考えるわけですが、今回の改正においてもこれに対する特別な施策は何ら見られませんでした。

現在の均等割の状態は、個人でいいますならば県民税で百円、それから市町村民税におきまして二百円から六百円、しかもこれは昭和二十九年に制定された、それが今日までそのまま続けられております。法人につきましては四十二年に多少の改正がございました。これとでもさほど大きな改正だったというふうには考えませんが、いずれにしてもこれらの金額というものが現実、きわめて現在の時勢にふさわしくないものになってきておる、こういうことがいえるんじゃないかと思ひます。

もちろん、均等割につきましては、これを廃止すべしという意見もございします。そしてまた一面におきましては、かねて自治省を中心にして主張しておいでになりますように、いわゆる負担分任の精神があらわれたのがこの均等割だといふうなことで現在の制度というものはあるわけなんです、どちらの立場から見るといいたしまして、現在の制度がはなはだしく実情に即しないものになってきておる。こういう面については十分考えていただかなければなりませんし、そしてまたそれを契機としてひとつ抜本的に御考慮をいただかなければならない時期に今日きておるんじゃないかと思うのであります。

現状に即していないということにつきましては、ことさらに詳しく申し上げる必要もないかと思つておりますが、昭和二十九年の百円が今日どれだけの価値を持っておるかということ、すなわち物価あるいは所得水準あるいは貨幣価値、そういうようないろいろな面からいいたしまして、少なくとも自治省がこれをもって負担分任の精神をあらわしたものだといわれるものではなくなつてきておる、こういう現状でございします。こういう面に対する自治省の考えをひとつ伺ひをいたします。

○古屋政府委員 住民税の均等割の問題でございしますが、負担を地域社会の住民に広く負担させるという性格は持つておるのでございまして、均等割の制度は、制度そのものは維持したいと考えておるのでございします。ただ、ただいまお話しになりましたように、いまの均等割ははたしていまの情勢に合ったものであるかという点につきましては、御承知のとおり税制調査会におきまして、税率を引き下げる、あるいはお話しのようにこれを廃止しろ、あるいは新しい観点から均等割の見直しをしるというふうな意見も種々出まして、これが論議されておるのであります。

税制調査会の四十九年度の税制改正に関する答申におきまして、その答申には「これらの意見を勘案しながら、課税最低限の引上げの動向とも関連して新しい考え方をとり入れて検討を進める必要がある。」といふことをいわれておるのでございまして、ただいまの御意見、また税制調査会の答申等も考えまして、ぜひできるだけ早い機会におきまして、この均等割の問題につきましてはいまのような線に沿つて検討して、何となく是正をしていきたいというふうに考えております。

○折小野委員 ただいまお話しのように、すでにそういう面についての答申があつたことも承知をいたしております。したがって、おそらくことしはこういう面について自治省としてもお考えになるのじゃないかと思うと実は思つておつたのでございしますが、それが全然出てまいりませんでした。できるだけ早くということではございしますが、来年度の税制改正においては実現しておる、来年度に御検討になる、具体案をつくる、こういうお考えでございしますか。

○首藤政府委員 この問題、御指摘のとおり事態でございまして、早急に検討しなければならぬところではございします。また検討しておるわけではございしますが、問題が課税最低限の引き上げ等とも関連をいたしますとともに、また、できるだけ広く分担をさせたい納税義務者に対して、金額的な引き上げを行ないましたときの増税感等の問題もございします。課税最低限の問題をどこまで来

年持つていけるか、そういうこと等もからめて検討しなければならぬと思つておりますので、できるだけ早急にやりたいと思つておりますが、いつまでかという見込みまでは現在のところ立つておりません。

○折小野委員 もうすでにこの問題は先ほど申し上げましたような実情になっておるわけでありまして、引き延ばすまいと思つておるわけでもなかなか引き延ばすわけにはまいらぬような事態にもなつてきておるというふうな考えでおります。したがって、皆さんの立場としていついまでかといううことはなかなか御返事できなかつたかと思ひますが、これは当然早急にやっていたかなければならぬので、いまいろいろとお考えはあろうかと思ひますが、改正を控えて、どういう方向に持つていったらいいのだ、これは確定したものじゃないかろうかと思ひますが、自治省の税務当局としてどういうふうにお考えになっておるのか、ございしましたらひとつお示し願ひたいと思ひます。

○首藤政府委員 いろいろの方法があるかと思ひまして、あれこれいま検討もし、思い悩んでいるところでございしますが、たとえば課税最低限がかなりの額引き上がつてまいりましたような場合に、その引き上がりによつて納税義務者等が減少いたしますが、その上がりました階層の分についてどういう扱い方をすることか。いままでのように一律全部同じ値段というのではなくて、その分についてある程度違った扱い方をすることか。あるいは生活費等の向上の分と関連をしてそういう線をどの程度に引けば適当であるか。そういうことも含めながら、いまあれこれ模索をしておる最中ではございします。

○折小野委員 この点につきましてはいろいろな意見もあるわけではございします。十分いろいろな面の意見を配意し、また地方自治の本旨にふさわしいと思ひますか、そういうような立場において十分御検討いただきたいと思います。

同じく住民税の法人税割のほうでございしますが、特に最近の傾向を見てもまいりますと、法人税割についての市町村の超過課税が目立ってきておる。数が非常に多くなつてきておる。四十八年度のいただいた資料によりますと、四二・六%の市町村においてすでに超過課税が行なわれておる、

こういうような現実があるわけではございします。超過課税が行なわれておるのは、いろいろあるわけではございしますが、そのほかは非常に少ない。特にこの住民税の法人税割の市町村分、この面についてだけ四二・六%というこの数字は非常にきつ立って高い数字になっておるわけではございします。こういう現実について自治省はどういうふうな判断をしておられますか。

○首藤政府委員 市町村民税の法人税割につきまして超過課税が非常に多うございしますことは、ただいま御指摘のとおり事実でございします。この点につきましては、最近の市町村における財政需要の増高、こういったものを反映をいたしまして、市町村がぜひ何かの方法によつて自主財源を得たい、こういう考え方から起こつておるものと考えます。こういう場合には、超過課税を行ないます税目が法人税割について行なわれていることが多いといふこと、それからもう一つは固定資産税等におきまして、これはだんだん減少しておりますが、若干例がある。こういった税目に集中をして超過課税が行なわれておるもの、このように理解をいたしております。

○折小野委員 しかも、その数字をもう少しよく見てみますと、全体で四二・六%ですが、特に人口が五万未満の小都市、これが非常に多いわけですね。こういう現状はどうだといふふうにお考えになりますか。

○首藤政府委員 市町村、特に最近都市的な形態を備え始めました市町村、こういうところにおいていわゆる市町村の財政需要が増高しておる、何とか財源を得たい、こういう考え方が起こつておるもの、このように考えておる次第でございします。

○折小野委員 そういふふうにお考えいただきますならば、やはりそういう面に対する財源措置というものは国の立場でいろいろ考慮をいたさなければならぬんじゃないかと思ひます。もちろん今回の改正によりまして法人税制は三%標準税率を引き上げられました。これによりまして一応ある程度の財源ができたということで、その面は評価されるわけでございますが、今度のその措置によりまして、これまでの法人税制の超過課税の傾向がなくなるといふふうにお考えでしょうか。そしてまた、今回こういう措置をとられた、すなわち三%引き上げられた、これによつて従来の超過課税をやめなさいといふふうな指導をなさるおつもりなんでしょうか。

○首藤政府委員 今回の税制改正によりまして標準税率が御案内のように二・一に相なりまして、いままでの制限税率の一〇・七をなお上回る税率になつたわけでございます。したがひまして、税の面におきましてこのような都市財源の充実ということが、十分でないにいたしまして増強いたしましたので、超過課税のあり方は今後は若干ずつ減少してくるのではなからうか、こう考えておる次第でございます。

それから、このように標準税率を引き上げたのでいままでの超過課税をやめろというふうな指導は考えておりません。ただ、超過課税でございいますから必要な財政需要との関連を厳密に解すべきであることは当然でございますので、いつまでも漫然として慢性的なかつて超過課税を続けるというふうなことはしないようにという、一般的の指導をいたしておるだけでございまして、超過課税をやめろという指導はいたしておりません。

○折小野委員 次に、法人税制に関係いたしますが、法人関係の税金というのは一般個人の税金と比べて、いわゆる累進税率というものをとつておりませんか。実はこの質問はさきの事業税のところでも申し上げたほうがよかつたかと思ひますが、法人税についても累進税率をすべきじゃないかという意見がございします。最近では固定

資産税についてもやはり累進的な税率を持つてきたらどうかという意見もございします。しかし従来、税の関係者の間におきましては、法人課税については累進税率をとるべきでないという意見があるように聞いておるのでございしますが、専門家としてのそういう面の方をお教えいただきたいと思ひます。

○首藤政府委員 法人関係の課税につきまして累進税率をとつたらどうかという議論は、ただいま御指摘のように、ことしの政府税調におきましてもかなり議論があつたのでございします。しかし基本的に、累進税率の制度というものは、御案内のように所得再配分機能、これに資する有効な手段だ、この理解をされておるのでございまして、そういう点から税制調査会では、累進税率の採用というものは、その所得や財産が最終的に帰属をいたします自然人、これに課税をいたしますときの所得的なものに適用すべきが原則である、こういう考え方が述べられたのでございまして、そのような理由から、法人課税においては累進税率をとるのとは得ないだろう、こういう議論が行なわれたのでございします。

○折小野委員 今度の改正によりまして、事業税の場合に、中小法人に対する優遇措置が行なわれておりますのをさらに拡大をされました。百五十万以下というのを三百五十万以下ということになつたわけでございしますが、本来、事業税につきましてはそういうふうな法人の規模別に、下のほうは段階がつけてございします。このことは、ある意味においては累進税率をとつておるのだというふうな言つていいのじゃないでしょうか。下のほうでできることを上のほうでできないというはずはないし、下のほうでそれが理論的に通るのであるならば、上のほうにだつて理論的に通らないはずはないといふふうに考えます。そういう面からしますと、もちろんこれはいろいろ考え方というものも十分考慮の上でなければならぬのですが、法人課税について累進税率を適用すべきでないという理論的な根拠はそうないのじゃないかと

いふふうにお考えのわけなんですすがいかがでございしますか。

○首藤政府委員 ただいま御指摘がございました中小法人に對します軽減でございしますが、これは中小零細法人に對して税の軽減をやる、こういう軽減税率という考え方でございします。したがひまして、全般的に所得の増加に応じて累進をして課税していくという思想ではないのでございします。中小法人に對する税の軽減という考え方で採用しておりますものでございまして、ただいま申し上げましたように、税調では結局、累進税率を採用すべき場合は、やはり所得や財産が最終的に帰属する自然人、こういう場合の所得的なものに適用されるものである、このようにいわれておるわけでございします。

○折小野委員 それはことばの表現だけの問題でして、ただんだん下げていくといふことは、一つの基準がそこにあるからその下のものは下げていく。その基準を一番上のほうに持つてくれば、そして全部少しづつ下げていけば結局それは累進、その基準を一番下に持つていけばだんだん上がつていくといふことですから、同じことじゃないかと思ふのです。だから、そういう意味におきましては必ずしも法人課税について累進税率がとられない、そういう理論的な根拠はないんじゃないかと思ふのです。中小法人に對する配慮がありますならば、大法人に對する配慮もあつてもいいはずだと思ひます。そういうような意味におきましては、必ずしも法人課税に累進税率を持つてきていけないという根拠にはならないと思ふのですが、いかがでございしますか。

○首藤政府委員 ただいま申し上げましたように、法人事業税に對してとられております軽減税率、まあ金額的にもごく低いところに対する軽減税率、こういう考え方で設定をされたものでありまして、それ以上の、金額の増加に応じまして根本的に累進税率を採用するという思想には立っていないことは、先ほど申し上げたとおりでございします。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

なお、法人課税そのものについて累進税率をかけるべきかどうかという点については、これは議論がいろいろあるかと思ひますが、先ほど申しましたのは政府税調におけることしの考え方、それが自然人と申しますか、そういう場合の所得的なものに適用するのが適當だ、こういう結論であつたといふことを申し上げておる次第でございまして、御議論等はいろいろまたあらうかと思ひます。

○折小野委員 実は今度東京都が事業税を、標準税率を上回つて課税しよう、こういうふうにしております理由、これは私も美濃部さんから直接聞いたわけじゃないませんが、いろいろいわれておるところによりまして、今日の法人のあり方、こういう面に対するいろいろな考慮というものがある問題にのぼつてきておる。したがつて、現在の税の制度の中におきまして法人課税の累進課税といふものが、そういう面を配慮してできるといふことになるならば、そういう理由も一つは消えていんじゃないか。それからもう一つは、これは自治省におきましてたいへん推進をしておいでになりました事務所事業税、これの創設が見送られた、そのことによつて、大都市における集中のメリット、非メリット、こういう面からの課税といふものがやはりこの時期において何とか必要になつてくるということ、こういう措置をとるようになつたんじゃないか。こういうふうな判断されるわけでございします。

いづれにいたしましても、今日、法人のあり方、そしてその法人に對する課税のあり方、こういう面については検討しなければならぬ時期に来ておるんじゃないか、こういうふうな考えるわけなんです。もちろん法人の中の一層大きな税金は、これは国税の法人税でございしますけれども、いろいろな面でも地方税にも関係が非常に多いわけ

でございします。そういう法人に對する課税のあり方、そしてまた現実の法人に對する社会的な面、こういう面をどういふふうな考えていったら

いいか、自治省としてのお考えがございましたらひとつお示しいただきたい。

○首藤政府委員 法人課税の基本的なあり方につきましては、今回の法人税率の引き上げに関連をいたしまして政府税調でも非常に熱心に議論があったところがございます。この場合、現在の、改正前の日本の法人実効税率負担率が御承知のように四五%余りで、世界各国に比べて低い。それからまた現在の経済情勢から見て、もう世界と十分均衡をとつてもいい時代になったのではないかと等々の議論が行なわれまして、世界の動向等との均衡も考慮しながら五〇%見当といったようなことになりまして、御承知のような制度の改正が行なわれた、このように考えておる次第でございます。

それから、御指摘になりました大都市地域に集中をいたしております各種の法人関係、これの集中の利益あるいは都市再開発を必要とさせますその原因性なども申しますか、そういったような点から、都市の再開発に要します財源をこれらの法人が底分に負担をすべきだという考え方は、私どもとしては全くそういう思想を持つておるわけではございまして、この点は、これはいろいろな理由で事務所事業税の創設をいたすことができなかったわけでございますが、この考え方は今後とも変わらず持ち続けておりますので、こういった税負担については近い将来に必ず実現をするように私どもとしては努力をしてみたい、こう考えておる次第でございます。

○折小野委員 法人課税の問題につきましてはいろいろな問題があるかと思ひます。しかし、表面的に、ただ単に外国の法人負担の率程度までは引き上げることはやむを得ないのじゃないかという考え方でございまして、やはり実質的にいろいろ検討していただく、こういうことが必要なことじゃないかと思ひます。

それから事務所事業税の創設につきましては、ただいま意見の開陳ございましたので省略いたしますが、これも、ただ単に法人の負担をふやした

からそれで事務所事業税はもうやらなくていいんじゃないか、そういうものじゃないかと思うのです。本来、法人の普通の所得を対象にするものと事務所事業税とはその趣旨が全く違つておる。こういうふうな考えます。ですから、この面につきましてはぜひそういう立場において今後推進をしていただきたいと思います。

それから、次は固定資産税関係と申しますか、土地税制の関係について伺ひたいと思います。

昨年の税法改正におきまして特別土地保有税というものが新設されました。もちろん土地対策というものは税制だけで解決のつく問題ではございませんが、しかし税制が一つの大きな役割を果たすであろうということは当然考えられるわけでございます。そういう立場から、特別土地保有税もまた今日の土地問題の解決の一環という立場において、政策的な制度として登場してまいつたわけでありまして、それがいよいよ実際に行なわれる、こういうような状態になってまいつたわけでございますが、現在の時点におきまして、この税金を設けた政策的な目標、政策的な効果というものがどの程度あつてきたか、あるいはいまの現状から見てあがるであろうか、そういう点についての自治省の見通しをお伺ひしたいと思ひます。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

○首藤政府委員 ただいま御指摘の、昨年創設されました特別土地保有税でございますが、実はこの二月末に最初の申告期限を迎えておりますので、残念でございますが、現在のところまだどの程度申告が出ておるのか、その実態はつまびらかにいたしておりません。したがひまして、この点の現在における効果がどうかという点についてはまだ確たるものを持つていないのでござい

ます。ただ私も考えますに、この法律の趣旨が、投機目的による土地取得の抑制をはかりますとともに、すでに取得をされた土地の管理費用を増大をさせ、こういうことで供給促進をさせよう、こういう考え方でございまして、また、ことし見込んで

おります税額も、取得分について百十二億、それから保有分について三百五十二億、合計四百六十四億、五百億近い税金というところに相なりまゝです。今後この申告が進んでまいりますと所期の効果が、大いに期待できるのではなからうかと、たいへん期待をいたしておる次第でございます。現在ただいまではまだ金額が明確でございせんので、ただいまの効果という点についてはまだかでございますが、大いに期待を持っておりますというふうにお答えを申し上げたいと思ひます。

○折小野委員 この税の効果といふものは、税金が上がるということが第一の効果ではなくて、むしろ土地が放出される、それを促進をする、こういうことが一番大きな効果であるというふうに考えております。そういうような立場から、昨年も、現在のこの税率はきつめて低いんじゃないか、これじゃとうてい土地政策上の効果はあがらないんじゃないか、こういう意見を申し上げました。いまでもそういうような考え方を持っております。はたして効果があがるのだろうかという懸念を持たざるを得ないわけでありまして、しかもこれは当初を過ぎますと、いまの状況ではだんだん安くなつていく、やがてはなくなつていく、こういうような性格の税でございまして、十分推移を見ていただいて、そして政策的な効果があがるように考えていただく必要があるんじゃないだろうか、こういうふうに考えます。

さらに、今回固定資産税におきまして、小規模住宅用地に対して価格をさらに半減する、四分の一に評価するということになりました。まあその措置は私も一応けつこうだというふうに考えております。それで決して十分だとは考えませんが、一応それで評価をいたしたいと思ひます。

ところで、この同じ問題につきまして、昨年二分の一にするというときに、政令によってその範囲をきめるということになりまして、政令において家の敷地の十倍というのを二分の一にすることにきめられたわけなんです。そのときに私が申し

上げましたのは、これは政令事項ではないんじゃないか、当然に法律で決定すべきじゃないかというところが一つと、それから住宅の広さの十倍ということになりますと、大きな住宅を建てている人は得をする。金持ちに減税をして貧乏人に対する減税を少なくする、こういうような面からいって不合理じゃないか、こういうことを申し上げました。それは今回も全然考慮されてないわけでございますが、こういう点につきましては私は去年の主張をこの際撤回しようとは思ひません。今回二百平米というところになりました。やはり二百平米という一つの線を引くことに効果があるわけであつて、したがって去年の措置も、たとえば五百平米とか六百平米とかいうような線を引くことのほうがより効果的じゃないかというふうに考

えるわけでございますが、いかがでございますか。

○首藤政府委員 昨年から御指摘をいただきました住宅用地の限度の問題でございまして、限度を引きます場合にいろいろな考え方があり、いろいろな付随した問題が起つてくるという点は御指摘のとおりであらうと思つてございまして、昨年は税制の事務的な扱い方の便宜の問題、これが一つでございまして、そのほかの点では、たとえば農家等の場合を想像いたしました場合に、どの程度が敷地になるだろうかといったような考え方、も想定をいたしましたし、逆にまた、非常に広い敷地に申しわけの小さな住宅を建てておるといったようなケースの場合には、むしろ本質的には未利用地といったようなもので、もっと高く取つていんじゃないか、こういう事態があることも考えましていろいろ議論をされました末、一応住宅面積の十倍、こういう限度を設けたということに相なつておるわけでございます。今回はこれをそのままの措置で実施をいたすわけでござい

ますが、基準の引き方でございまして、私どももいたしましては一応これが適当な基準ではないかと考えておるわけでございまして、なお、税務事務の執行上、事態の推移等を見てまいりたい、いろいろな問題点があればまた検討したい、

○折小野委員 私は、今回小規模住宅用地の問題が出てまいりまして、前の問題もあわせて整理をされるものだと思っております。また整理されることのほうがいいというふうに考えておりました。しかし現実には、前のはそのままで、新しく小規模住宅用地に対する制度というものをつけ加えた、こういう形になっております。こういう面はやはりもつとはっきり整理をして、同じ住宅地に対する対策なんですからわかりやすくやるべきだというふうに考えます。今後の問題になります。が、いずれにしてもこういう問題はひとつ総合的に整理をしていただくようにお願いしたいと思います。

建てやすくするという政策をとっていくことの必要性につきましては御説のとおりだと考えております。不動産取得税でございますが、現在、不動産取得税につきましては、住宅用の土地につきましては、やはりそのような新築住宅の供給の促進をはかるという見地から、御案内のようにすでに非課税措置が一応あるわけでございます。これは御承知のとおり、百五十万円までのものか、あるいは延べ床面積の二倍までの面積、これも二百平方メートルで切っておるわけでございまして、六十坪を限度といたしますが、それについての土地の取得につきましては、現在不動産取得税を非課税にしていただいております。四十七年の例で見ますと、新築住宅用の土地取得について九四％ぐらいのもの

のがこれに該当して、ごく小規模の住宅を建てる場合の土地取得では不動産取得税非課税ということになっておりますので、これでは両方均衡のとれた措置ではなからうかと実は考えておる次第でございます。

○折小野委員　こういう面につきましても、現在のそういう事態というものを配慮して十分な運用をさせていただきたいと思いますが、この税金につきましても、たとえば免税点があるのはけっこうなんです、土地について見ますと、三十年にはい

一万円でした。それが四十八年、昨年の改正で十万円になりましたが、実際の土地の値上がりというものはその間にほぼ二十倍になっておるはずでございまして。最近はこのほうがもっとと値上がりをしていただいております。こういう点も実情に即さるべきではないかと存じます。

えます。せっかく昨年改正されたわけですが、昨年の改正も実情に即していないし、今後ともこういう面については実情に即するように考へていく必要があるんじゃないだろうか。いま十萬田といいますが、大都市の中ではとうてい、そうい

うような価格ではございません。周辺の地域におきましてもせめて一坪という価格、ですからこういう面ももっとと実情に即したように十分考慮していただくことが必要だと思いますが

○首藤政府委員　ただいま免税点の御指摘がございましたが、免税点につきましては、家屋の場合も土地の場合も、御案内のように評価基準に基づきます金額、これで不動産取得税も課しておりますので、それに対応した免税点、こういうことになるわけでございます。したがいまして、現在行なわれております時価、それに対応したものではありませんいわけでございます。しかし、免税点の具体的なあり方については、そういった評価基準の変更の時期時期に実態に合うように十分検討してまいりたい、こう考えております。

○折小野委員　さらに各税目について見てまいりますと、今回特に改正があったわけじゃありませんが、たとえば消費税ですね、これが税額の見込みからいいたしますと非常に伸び悩みの状態にあるように見るわけでございます。しかし、

たはこ消費税というの。こういうような税目はわりあい各地方団体平均してある財源あるいは普遍的な財源、こういうふうに言っているものじやなかろうかと思っております。したがって、こういうような税金は私ほっともっと大幅に地方に多徴して、ここのように考えるのでござい

○首藤政府委員　たばこ消費税、これは国に納付される専売益金の一部を地方団体に配分するといふかっこうでございますし、また、たばこを吸われる方が非常に全国に均てんをしておるといふ、

こういう点で非常に普遍的な税金であつて、そういう意味で、市町村及び県の税源としても望ましい税源であるという点は全くもう御指摘のとおりだと思います。現在税率は道府県分が一〇・三、市町村分が一八・一、こういうことになっており

まして、御案内のように市町村によい配分をされる税制になっておるわけでございます。

この全般を通じてのたばこ益金の国と地方の配分率でございますが、四十九年度の見込みでは総額六千八百八十四億ほどございます。益金を

税のほうは三千四百四十四億ということで、ほぼ半分ずつ、ちよつと端数ぐらゐ地方のほうが多い、こういうかっこうに相なつておるものでございますので、現在の税制としては、実情としてはほぼ目一ぱいのところ、このように考えておる次第でございます。しかし、なお行政事務の再配分とかあるいは税源の配分とか、こういう基本的な問題とは十分関連する税目でございますので、今後そういった全般的な大局的な議論が行なわれまうときには、絶えず、総合的な立場からわれわれとしてもこのたび消費税の多額の配分について主張してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○折小野委員　地方の財源といたしましては伸長性があるということもございます。しかし同時に普遍的な財源ということも地方におきましては非常に期待をいたしております。そういう面からいたしまして、こういう税というのはわりあい普遍的な性格を持つておるものでございますから、地方財源、特に市町村税、こういう面については最も適した税じゃなからうかと思っております。したがって、こういう面についてはもうほとんど全額地方に移譲すべきである、私はそのように考えます。

それとあわせまして、現在、これは地方税じゃありませんが、同じような性格のものとして酒税があると思うのです。現在は国税でございましてこれは蔵出し税でありますけれどもろん普遍的なということは言えませんが、その性格からいたしますと、これを消費税として把握いたしますと、なばこ消費税と同じような普遍的な財源になるのじやなからうか、こういうふうに考えます。したがって、こういう面も今後地方の財源へということとで努力していただくことが必要じやなからうかと、思いますが、自治省としてどういうふうにお考えになっていきますでしょうか。

○首藤政府委員　酒税を地方に移譲してはどうかという議論は、御指摘のように前からあったのでございまして、技術的にも実はいろいろな検討を

してみただけでございます。ただいま御指摘をいただきまして、現在に於いて課税という形をとりましても、これを小売りあるいは消費の段階で課税することにして地方に移したかどうかということも、実はいろいろ検討もしてみました。それが、課税技術上の問題が非常に多いことになって、その点でなかなか困難性がある、こういったようなことになっております。

そこで、この酒税につきましては、その三二%を地方交付税の対象として地方団体に取込む、御案内のようにそのような制度が現在とられておるわけでございますが、なおそのように従前からいろいろ問題があった税金でございますので、先ほど申し上げましたような全般的な行政事務再配分との関連の税源配分、こういった場合にはやはりいろいろなお検討を続けてみるべき税目であらう、このように考えます。

○折小野委員 地方団体の税源というものを把握していただく、こういう面からひとつ十分な御考慮をいただきたいと思っております。

次は電気税でございますが、電気税とガス税に今度は分離されたわけでございますが、それぞれ免税点を引き上げた。そうした場合には、ガス税の場合におきましてはその対象が二七%ですか、電気税の場合は六二%、そういうふうに対象の差が大きくなってまいっております。同じく生活費課税でございますので、私どもは生活費に課税すべきじゃない、こういう原則で考えておるわけでございますが、現実の税金といたしましては一面、市町村におきましては電気税は非常に普遍的な財源である、取りやすい財源である、こういうことから期待をいたしておるわけでございます。しかし、ガス税と電気税と、この対象の差、これが非常に大きく開いてきた、この辺は問題じゃないかというふうなことを考えるわけですが、この辺は自治省としてはどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

○首藤政府委員 電気税とガス税の免税点の水準に差がございます、したがって、免税点対

象世帯の割合にも差があるということは御指摘のとおりでございます。この差ができておる理由でございますけれども、私どももいたしましては、ガスの場合は一つには電気ほど普遍的にいたしておりません。主として都市的なところにあるという問題が一つございますこと、それからもう一つ、電気にはいわゆる代替物がございませぬけれども、ガスの場合にはプロパンというような代替物がございします。そして、御承知のように、このプロパンガスの使用につきましては、課税技術上これにガス税を課すということが非常に困難でございます、実質上できかねるわけでございます。そういった点から、ガスの場合にはそういったプロパンガスを代替物として使用しておるとした場合との均衡を考へる必要があるのではなからうか、こういったようなことを考えておる次第でございます。

電気につきましては、全国普遍的にこの市町村にもある税金でございます、この普遍性という点から非常に望ましい税金と思っておるわけでございます。そこで免税点の対象世帯これは一応二七%程度に相なっておりますが、現在の生活費の動向等を勘案しながら最低限度の電気は免税点以下にする、こういう思想で臨んでおるのでございます。そういった結果両者に差ができておる、こういうことでございます。

○折小野委員 現在石油の再値上げという問題がございします。これがどういふ方面に波及していくかというところは、いまのところ予測はできませんが、しかし、これがおそらく電気にも波及するであろうというところは通常考えられるところなんでありまして、すでに電力会社から料金値上げの申請等も出されようかというふうなニュースが再々出てまいっております。当然近く値上げされるのではなからうか。これは望ましいことじゃありませんが、そういう事態になってくるわけでございますが、そういうふうな考えられるわけでございますが、そういう事態になってまいりますと、ますます免税点というものが問題になってくるのではないかと。生活費にかかっておるとい

だけでなしに、しかもきわめて低所得者に、苦しい生活にまで電気税がかかってくるということになってくるのではなからうかというふうに考えますが、その辺の対策は何かお考えになっておりますか。

○首藤政府委員 今後の電気料の見込みを入れての御質問でございます。電気料がどのようなふうにかつてくるのか私どももわかりかねるの、各電力会社でございますので、全国的な動向としてどうなってくるのか私どももわかりかねるの、要するにそういった電気料の値上げ、それから、あるいは生活の向上に伴います最低限度の電気消費量の増加、それから全国的に占めております免税点以下の世帯数の割合とでも申しますか、そういったようなことを、それぞれ総合的に勘案しながら免税点の引き上げということについては今後とも努力をしていかなければならぬ、このように考えておる次第であります。

○折小野委員 いずれにいたしましても、こういうような問題は地域住民の生活に直接関係をする問題でございますので、それに対する対策というのは十分にやっていた必要があるのではなからうかというふうに考えます。今回の地方税法の改正におきましては、私どもの期待する面もいろいろあったわけでございますが、しかし、全体的に申しますと、一番最初に申し上げましたように、やはり地方の自主財源という面からいたしまして、今後大きく考え方を變えて対処していただく必要がある、こういうふうな考えられますので、そういう面について、いろいろな面を配慮しながら十分な御努力をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○伊能委員長 この際、一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時三十二分開議
○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林百郎君。

○林(百)委員 私は、私のあと、わが党の多田委員、三谷委員がきめのこまかい質問をいたしますので、地方税の改正点でよく大づかみのところをお聞きしてみたいと思っております。

まず、個人住民税の問題でございますが、基礎控除を、現行十六万を十八万に上げ、それから配偶者控除の現行十五万を十八万に上げ、扶養控除を、現行十二万を十四万に上げる。これは言うまでもありません。それから寡婦控除、障害者控除、老年者控除、勤労学生控除を、現行十二万を十三万に、また特別障害者控除を、現行十四万を十六万に引き上げるといふことになっております。

そこで今回は、この措置のうちの基礎控除等三控除の引き上げによって、給与所得者の場合、住民税の課税が、基準家族、夫婦子供二人の標準世帯の場合は最低限から引き上げることになります。この標準家族で、しかも給与所得者の場合はどうなるか、一応数字を言ってみていただきた。課税の最低限が幾らになり、引き上げ額が幾らになるかということでございます。

○首藤政府委員 給与所得者におきます夫婦二人、標準世帯の場合の課税最低限は、昨年が八十六万五千七百六十六円でございます。ところが、こ

とし百一十六万六千四百円に相なりますので、引き上げ額は十五万二千三百三十四円、率にいたしまして一七・四%、こういう率でございます。

○林(百)委員 そこで、それと比較するために、念のために、二人世帯の場合の課税最低額と引き上げ額は幾らになるか、これもちょっと聞いておきたいと思っております。

○首藤政府委員 二人世帯、夫婦だけの場合でございます。現行が五十五万二千八百四十円でございます。改正案で六十四万三千六百四十円、差し引き九万八百元、比率にいたしまして一六・

四%の引き上げでございます。

○林(百)委員 そこで、この改正法によつて住民税の収入見込み額、これは、今度の改正法によつて全体で住民税の収入見込み額は、都道府県と市町村のそれぞれ個人均等割、所得割の数字は幾らになりますか。

○首藤政府委員 道府県民税の個人所得割におきましては六千一億千四百万円に相なります。それから市町村民税の所得割の場合は一兆三千二百三十三億七千万と相なります。

○林(百)委員 そこでお尋ねしますが、今回の改正によつて、個人の均等割と所得割の減収額は、都道府県、市町村別でそれぞれ、個人均等割、所得割で幾らずつになるのですか。

○首藤政府委員 所得割の税制改正による減収額でございますが、道府県の場合は六百三十七億七千九百万、市町村税の場合は千七百七十三億円ほどに相なります。

○林(百)委員 個人均等割のほうは……。

○首藤政府委員 個人の均等割はわずかなものでございまして、道府県税の場合には二千六百万、市町村税の場合には一億六百万、ごくわずかなものでございまして。

○林(百)委員 そうすると、個人の住民税の自然増を見込んだ増収額は四十九年は幾らになりますか。そしてそれは四十八年と比較して幾らの金額がふえ、パーセントにして何%増になりますか。

○首藤政府委員 個人住民税におきます自然増収額でございますが、四十九年度の見込みでは、道府県民税におきまして二千八百八十五億、市町村民税におきましては四千四百一十一億、合計六千二百二十六億ほどに相なっております。

○林(百)委員 私の質問をよく聞いてください。四十八年度と比較して金額では幾らふえ、率にして幾らふえることになるのか、それもあわせて聞いているわけですか。

○首藤政府委員 所得割の額でございますが、道府県税は、ただいま申し上げました自然増収を見

込みました結果が二千八百八十四億ほどに相なります。それから市町村税のほうでは四千三十六億ほどに相なります。ちよつと率はいまはじいておりませんので、いまずばじかせます。

○林(百)委員 そうすると、都道府県と市町村と両方合わせまして、自然増全体が六千二百二十六億ですが、これは簡単な計算で出てくると思ひますが、先ほどの減税の金額を差し引きしますと事実上幾らの自然増になるわけですか。六千二百二十六億は自然増の見込みなんです、これから本改正案による減税分を差し引くことになると思ひますが、そうしますと、事実上自然増として増収される分は幾らになるのですか。

○首藤政府委員 個人住民税におきます自然増見込みが、申し上げましたように六千二百二十六億、それから減税額が千七百七十三億でございますので、差し引き四千四百五十三億に相なります。

○林(百)委員 そうすると、控除の限度を引き上げたというけれども、実際は四千四百五十三億は自然増という形で、結論としていうならば、個人割の地方税は、都道府県、市町村合せてこれだけの税額は昨年度よりふえるということになるわけですか。

○首藤政府委員 そのとおりでございます。

○林(百)委員 さらに念のために課税対象の人員をお聞きしたのでありますが、今度控除額の引き上げはありましたけれども、しかし名目賃金がそれそれ上っておりますから課税対象人員はふえると思ひます。したがって、それが昭和四十八年度と四十九年度と比較して均等割のほうはどうなるのか、並びに所得割のほうは同人ふえることになりませんか。

○首藤政府委員 均等割の納税者でございますが、四十八年の見込みが約三千五百九十九万人ほどでございます。それが、ここの改正後の納税義務者が三千七百五十五万人ほどに相なります。差し引き百五十六万人ぐらゐの増になると思ひます。それから所得割の納税者でございますが、四

十八年が約三千二百九十一万人でございます。それが改正後で三千三百四十三万人ほど、これは五十二万人ほどの増加に相なります。

○林(百)委員 そうすると結論としては、基礎控除を引き上げた、一応減税措置をとったといふけれども、実際の税額においては約四千四百五十三億の増収となり、対象人員はいまのように均等割、所得割、それぞれふえてくる、こういうことは結論として言えるわけですか。

○首藤政府委員 実際の税収入額、それから実際の納税義務者数、理由はいろいろございしますが、それだけふえるわけでございます。

○林(百)委員 その次に、今度は法人住民税と個人住民税との地方税全体の中に占める比率を念のために聞いておきたいのですが、法人住民税は四十八年度と四十九年度と比較して、地方税全体の中で占める比率はどうなるのか。それから個人住民税は四十八年度と四十九年度と比較してどういう比率になるのか。ちよつと比率を出してみてください。

○首藤政府委員 ちよつと計算をいたさせますので……。

○林(百)委員 それじゃ私のほうで言いましようか、時間がかかつてしょうがないので。

私のほうの調査によりますと、法人住民税の比率が、四十八年は地方税全体の中で占める比率が一二・二%だったのが、四十九年には一一・七%に、むしろ減つていくわけなんです。個人住民税の割合は、四十八年度で二一・七%が二二・九%にふえているわけです。したがって、地方税全体の中に占める法人住民税と個人住民税の割合は、法人住民税のほうはダウンして個人住民税のほうはアップするといふ比率が出ておるので、ここからやはり個人住民税への相対的な負担増といふ数字が出てきているように思ふのですが、このパーセント、もし違つていたら直していただくし、私のほうの計算ではこうなりますが、どうでしょう。

○山下政府委員 地方税中に占めます比率はただいま計算いたしておりますので、しばらくお待ちをいただきたいと思ひますが、手元の資料によりますと、それぞれの税目の対前年伸び率がございします。それで見てまいりますと、個人の所得割の、府県民税の場合ですが、所得割の増が三四・七%、これに対して法人税割三一・四%でございますので、府県の中で占める比率は所得割のほう伸び率が高いといふことは言えると思ひます。それから市町村民税のほうで見ますと、個人の所得割の伸び率が三九・一%に對しまして、法人税割は改正がございしたので一六・〇・四と大幅に伸びております。したがって、市町村税の中で考えますと法人税割のほう伸び率がかなり高いといふことが言えると思ひます。

○林(百)委員 次に、所得割の住民税が実際の勤労者の生活にどういふ影響を及ぼすかという点から少し掘り下げてみたいと思ふのであります。これは労働省に聞けばわかると思ひますが、この名目賃金の過去五年間の推移、これはどういふようになっているのか。四十七年度と比較して四十八年度はどれだけ上昇しておるのか。それから本年度と比較して来年はどのような見通しになっておるのか。まず名目賃金のほうの説明をしていただきたいと思ひます。これは労働省の方がいいと思ひますが……。

○塩田説明員 名目賃金の上昇率でございますが、一人当たりにはいたしまして、四十八年の年間平均、毎月の平均でございますが、前年に対しまして二一・七%の増加に相なっております。四十七年につきましては一五・九%、対前年上昇率になっております。四十六年が一四・七%、四十五年が一七・一%、四十四年が一五・六%、それそれ対前年上昇率になっておる次第でございます。

それから、この名目賃金の一人当たりの増加率が今後どのように変化するかということでございますが、これにつきましては物価との関係もございしますが、春闘を控へましてこれの推移いかんといふことでございしますので、これを的確に推定しあるいは見通すことは現在の段階では非常に困難

でございます。

○林(百)委員 それでは、いま名目賃金の率が言われましたが、実質賃金のほうはどうなるのでしょうか。

○塩田説明員 同じく四十八年の、暦年でございしますが、実質賃金の年平均の対前年上昇率は八・九%でございます。それから四十七年は前年に対して一〇・八%増でございます。四十六年は八・一%、四十五年は八・八%、四十四年は九・七%、それぞれ対前年の上昇率を示しております。

○林(百)委員 そうすると四十六年を除いては、四十八年はやはり実質賃金の伸びは四十六年の次に低いというようになるわけですか。そう言っているのですか。

○塩田説明員 ただいま申し上げましたように、四十五年も八・八%でございますので……

○林(百)委員 まあ、約横ばいといえていいわけですね。

○塩田説明員 四十五年、四十六年と大体同じ水準ということでございます。

○林(百)委員 そうすると、名目賃金の伸びにかかると、率は大體この五年間横ばい、あるいは四十八年は四十七年に比べればむしろダウンしている、こういう数字が出ているわけですね。――頭を下げてからそうだと思います。

それで、こういうわけで勤労者の実質賃金は伸び率がほとんど横ばいの状態です。それに対して地方税の個人所得割は、金額においても約四千萬以上の増、それから対象人員も約二百万人くらい都道府県、市町村もふえておるといことは、これは今度の地方税の減税措置によって勤労者にはそれほど均てんが及んでいないということが、いろいろの数字から出てくると思うわけなんです。

なお、念のために聞いておきますが、先ほどの数字でもう一つ聞いておきたいのですが、法人所得割と個人所得割で、四十八年と四十九年の地方税の中に占める比率ですね。四十八年と四十九年ではどういうことになっているのでしょうか。法

人所得割のほうはふえているのか減っているのか、個人所得割のほうはプラスになっているのかマイナスになっているのか、その辺、わかりませんか。地方税の中に占める個人住民税と法人住民税、それが四十八年度は何%であったのが四十九年度には何%になっているか。個人住民税は四十八年度は何%であったのが四十九年度には何%になったか、こういう数字はわかりませんか。

○山下政府委員 いま直ちに計算してお答えいたします。

○林(百)委員 それではそれを調べてください。私のほうも一応の数字は持っているのですが、念のために聞いてみたいと思います。

こういうような実情で、勤労者にとっては均てんが及ばないのではないかと、いろいろの数字から出てくるわけですが、これの国の所得税との比率、これは毎年当委員会でも問題になるわけですね。ただ、その格差があることは毎年問題になるのですけれども、格差が縮まるのではなくて、ことは拡大しているように思われるわけですね。これはもう簡単な数字で出てくると思います。たとえば四十八年の国の所得税とそれから地方税の個人所得割との課税最低限の比較、これはどのようになっているのか、これをちょっと出してみたいと思います。こう思うのです。昭和四十八年度には幾らの差があり、今度の改正案では幾らの差になるのか、この点を数字を出してもらえますか。

○首藤政府委員 課税最低限の比較の問題でございますが、これはよく議論があるわけでございます。すけれども、住民税は御案内のように前年の所得を課税標準にして税額を計算いたしますので、その事務的な比較としては、四十九年の住民税と四十八年の所得税の課税最低限、こういう一年おくれの比較をすることにいたしておるわけでございます。そのやり方で比較をいたしますと、四十八年度の住民税におきましては、四十七年度の国税が百三万七千円でございますましたものに對し八十六万五千円でございますので、比率は八三%余り。

それから四十九年度の住民税は、四十八年度の所得税が百三万七千円でありましたものに對し百一十六万四千円でございますから、九〇・六%、こういう比率に相なるわけでございます。

○林(百)委員 金額ではどうなりますか。もう一度正確に申し上げます。昭和四十九年度に改定が予定されている国のほうの所得税の課税最低限、これが標準世帯の場合は百五十万七千円になっているわけですが、これと今度の地方税の個人所得割の課税最低限との差、それから四十八年のこの差。これは両年度で、地方税のほうは前年度でこれはもうきまつているわけですから、それはそれとして、とにかくそは差というものは、金額ではどうなるのですか、金額の差は、いまあなた、パーセントで出したのですか。

○首藤政府委員 ただいま申し上げました四十七年度の国の所得税の課税……

○林(百)委員 そうじゃないんです。私の質問をよく聞いてください。四十八年度の国の所得税の課税最低限とそれから地方税の個人所得割の最低限との金額の差は幾らだったか。四十八年度ですよ。それは、課税の対象が一年前なのか当年度かということはおいて、私としては金額の差だけをここで抽出しようと思つていふんです。四十九年度は幾らか。金額の差が縮まったのか広まったのかということをお聞いているんです。四十八年と四十九年です。四十七という数字は出さなくていいんです。

○首藤政府委員 四十八年同士の差の計算をという御説でございますので、その計算をいたしますと、百二十二万一千円と八十六万五千円でございますから二十五万六千円でございます。それから四十九年同士の比較をかりにいたしますと、百五十万七千円と百一十六万四千円でございますから四十九万一千円でございます。

○林(百)委員 そこを聞こうと思つたのです。だから、条件は毎年同じ条件になるのですから、その中で最低限の金額の差が、国のほうと地方税のほうとあまりに幅があり過ぎるではないかとい

うことが問題になっているわけですね。ところがことは縮まるどころか、四十八年度という限度に限り、四十九年度という限度に限つていえば、金額の点については昨年度より幅が広がつて増大しているわけでしょう。それは認められるわけでしょう。

○首藤政府委員 先ほども申し上げましたように、税額計算は御案内のように前年の所得に課税をするわけでございますから、私どもの比較といつたしましては、税額計算をする場合の課税最低限、つまりいつ取った所得に對してどれだけ課税最低限を差し引くかという計算でございますから、その課税標準にすべき年度との対比を行なうべきだと考えておりますので、四十八と四十八、四十九と四十九を比較をしてその格差が広がつたというのとは、税額計算としては適當ではないのではなからうかと思つております。

○林(百)委員 税額計算ではなくて、課税最低限の金額差は、四十八年度だけとつて、四十九年度だけとつてみる。毎年それでこの委員会では議論しているわけなんです。それで、この格差をもっと縮めるべきではないかという議論がここで展開されているわけなんです。だから、そういう技術論的に地方税のほうは対前年度、国税のほうは本年度分の所得だということは捨象して、そしてここで毎年議論されているわけなんだ、当委員会です。そういう観点から見れば、四十八年度における国の所得税の課税最低限と地方の個人所得税の課税最低限との差、これが四十九年度のそれは、四十九年度のほうにむしろ多くなつてくるのじゃないか。幅が広がつていふのではないか。この点は認められるのでしょうか。私の前提の条件からいえばです。

○首藤政府委員 おっしゃるような前提条件からいえば、そのとおりでございます。

○林(百)委員 そういう観点もありますので、それは課税されるほうの側からいえば現実にはそういう課税が来るわけなんです。そのところはやはり考慮する必要があるのじゃないかというよ

うに思うわけです。なるべくこの差を、そういう課税対象の年度差はあるにしても、その差というものは毎年縮まってしかるべきものじゃないか。それが広がるということは、やはり当委員会では年論議されていることがしんしゃくされてないのではないかと、私に私たちとしては考えるわけなんです。その問題の論議はまたさらに重ねることになったとして、それじゃ次の問題に移ります。

そこでもう一つの問題は、先ほど労働省へも聞きまして、名目賃金の上昇にもかかわらず実質賃金は横ばいである。むしろ四十八年度は四十七年度に比べてダウンしているということが先ほど出たわけなんですけれども、そこで今日の——今日といつても、これはわかっている範囲のごく最近のものでいいのですけれども、今日の物価の高騰の中で名目賃金が幾ら上昇し、実質賃金はどのような状態になっているかということが、労働省があるいは経済企画庁でもいいのですが、この数字はわかりませんか。ごく最近の一番新しい資料でいいです。

○堀田説明員 名目賃金の増加率の最近の月の状況を申し上げます。

昨年の九月からについて申し上げますと、名目賃金の増加率は、対前年増加率で申し上げますと、対前年同月比でございまして、九月が一六・七％でございまして、十月が二一・〇％、十一月が二一・五％、十二月が三〇・一％、これはボーナスの関係でございまして、それから四十九年の一月に入りまして、これが一番最新の名目賃金の調査でございまして、昨年の一月に對しまして一八・二％の名目賃金の上昇になっております。

消費者物価の上昇率でもってこれを割っていきまして実質賃金の増加率を出しますと、最近消費者物価の上昇がかなり著しいものでございまして、これが、九月以降について申し上げますと、実質賃金の増加率の対前年同月比は、昨年九月で一・八％、十月が五・九％、十一月が四・九％、十二月が九・二％、それぞれ対前年上昇いたして

おりますが、ことしの一月につきましては、消費者物価の上昇率が二三・一％という非常に大きな上昇をいたしましたので、実質賃金におきまして対前年同月比で四％の減になっておる次第でございまして。しかし年間平均いたしますと、先ほどの四十八年全体ではまだ八・九％の実質賃金の上昇率でございまして。また、年度に近い数字といえますか、四十八年の四月から本年一月までの十カ月の平均で見ますと、なお七・二％の実質賃金の上昇になっておる次第でございまして。

○林(百)委員 ちよつとはっきりしなかったのですが、全体の趨勢はそれで、名目賃金のアップ率にもかかわらず実質賃金は非常に微々たるものだということがわかりました。一月は異常な物価騰貴があったので、実質賃金はむしろ対前年度比はダウンしている、こういうように聞いていいのでしょいか。その点がはっきりしなかったもので、もう一度お聞きしておきます。

○堀田説明員 実質賃金のことしの一月は、昨年の一月に對しまして四％の減でございまして、これは古屋さんでもいいのですが、大臣に聞きたいのですけれども。

この一月にそういう数字が出てきております。もちろん労働省としては、しかし少しさかのぼって平均すれば、全体としてはまだマイナスの数字は出ません。一月は異常な物価騰貴の状態があったので、実質賃金はむしろ対前年度比ダウンいたしましたということが出てきておるわけですね。これは、私は本年度、昭和四十九年度の国の予算全体を見まして、このインフレ傾向が鎮静されるとは思われないわけですね。もっとも、大蔵大臣は物価に対して短期決戦予算だということなことを言われてまして、田中総理も三月ごろまでは物価を鎮静する、それが夏ごろまでにはどうか、だんだんこう先の方に行っていますけれども、こういう状態の中で、今度の地方税の基礎控除額がこの程度の基礎控除額の引き上げでは、勤労者にとっては地方税が軽減したという実感が出てこな

いのではないかと。

そういう意味で、わがほうとしては課税最低限は、所得税にしてもあるいは住民税にしてもあるいは個人事業税にしても、二百万円くらいまでは引き上げるべきではなからうか。それから住民税の均等割という、こういう不公平な課税はこれをやめるべきではないか。それから個人事業に對する必要経費を控除するというような制度を認めて、要するに零細企業あるいは個人企業あるいは標準家族の勤労者に対する国の課税はもろろんのこと、地方税の基礎控除ももっと思い切って引き上げるべきではないか、少なくとも二百万円という数字をわがほうでは出してありますけれども、これは、政府としてはこの程度で十分とお考えになってないでしようけれども、もっともっと積極的の方針をとるといってお考えはないか。ことしはこれで改正案が出ています審議されておりますけれども、将来の見通しとして、このまま物価が騰貴していくという状態になりますと、実質賃金は引き下げられていくという中で課税対象人員が二百万人もふえていくわけですから、これでは地方税が軽減になったという実感を勤労大衆としては持ち得ないのではないかとお考えですので、その辺についてもっと積極的な態度をおとりになる、こういう気持ちはないでしようか。あなたにお聞きするのはたいへん無理かもしれませんが、あなたもあなたも次官中では大蔵に属しますから、ひとつあなたの意見をお聞きしておきたいと思ひます。

○古屋政府委員 いまのお話、お答えするにはやはり私にはちよつとむずかしい問題ですが、というより、自治省関係のお話はいたしますが、あと一般国税の問題、それから国税としての所得税の最低限の問題、こういう問題は国全般の問題でございまして……。私はむしろ地方税関係で、いまのお話になりました所得税と地方税の関係で、特に住民税というものの最低限の幅が先生のお話のように、同じ年度を比べるあるいは前の年度という問題は別にいたしまして、できるだけそれは縮まっていくことが望ましいものであり、また

たそういうように努力しなければならぬと思ひております。

そういう意味で、実は先生、何でも御承知でございまして、「長期税制のあり方についての答申」で課税最低限につきましては、四十六年七月に「個人住民税の課税最低限については、地方自治の立場から地域社会の費用をできるだけ多くの住民が負担することが望ましいという見地から、所得税の課税最低限と一致しなければならぬものではない」が、一方「国民生活水準の向上に伴って、個人住民税の納税義務者数の推移及び地方財政の状況等を総合的に考慮しつつ、その引上げを検討することが必要である」ということをいって

おりますと、それから四十九年度におきまして所得税の大幅減税が行なわれることになっておりますが、住民税の課税最低限につきましては、所得税の給与所得控除の拡充の結果といたしまして、五十年以降住民税の最低課税限度といいますが、これが自動的に相当引き上げになる。そういう所得税の課税の最低限のいま申し上げました動向というものを勘案しながら、同時に住民税の人的控除を引き上げることによって、本年度は百一萬という引き上げた次第でございまして、私どもは、こういうような地方財源の問題と同時に、住民税の性格からいたしまして、その差額を——同じ所得でありまして所得税と住民税とは性格も違っておりますが、払う人は同じでございまして、差額というものはできるだけ近づいていくというところが非常に望ましいし、またそういう点におきまして、今後住民税の最低課税限度の引き上げにつきましては、いろいろの要素を勘案いたしましてその引き上げ幅をできるだけ多くしていきたいように考えておるわけでございます。私の立場から自治省関係の考え方だけ申し上げておきますが、国全体の問題につきましては、いまの御意見を十分大臣にもお伝えいたしまして善処をしたいと思いますと思ひております。

○林(百)委員 次官から積極的な答弁がいただい

ましたので、ぜひそれを実現するようにひとつお骨折り願いたいと思いますが、この問題の質問を打ち切るに際して、先ほど私がお聞きしました数字、出ましたか。

○山下政府委員 道府県民税、市町村民税を合わせて申し上げますが、所得割は、四十八年度におきまして地方税総額中に所得割の占める割合は二一・四％でございました。

○林(百)委員 個人ですね。

○山下政府委員 はい。それが四十九年度で二一・七％になっております。

○林(百)委員 プラス幾らになりますか。

○山下政府委員 率で申し上げまして一・三％の増でございます。

それから法人税割のほうでございますが、四十八年度一〇・一％であったものが、四十九年度で一・七％で一・六％の増ということになっております。

○林(百)委員 これは後ほど正確に調べていただきたいと思いますが、私のほうで調査させましたところが、地方税に占める住民税の比率は、四十八年が二一・二、四十九年度で一・七という数字が出て、マイナス〇・五％という数字が出ております。これは私のほうの計算でありますので念のため申し上げておきますから、またひとつじっくり計算をして、どちらが正確か、後ほどどうでございますから知らしていただきたい。

その次の問題に移ります。

電気税の問題についてお尋ねしたいと思いが、これは言うまでもなく免税点が二百円引き上げられて、千二百円に免税点の引き上げがあったわけですが、昨日の夜の政府筋の発表によりますと、田中首相と福田蔵相は電気料金の値上げ時期について、参議院選の時期にこだわらず、物価上昇の推移を見て、あるいは原料となる重油の値上がりを見て、弾力的に扱わなければならないという意見が一致したということになっておるわけでございます。

そうしますと、電気料が上がってきますと、千

二百円の免税点の引き上げというものの関係はどうなってくるのか。生活水準の向上からくる電気の使用量の増加はもちろんなこと、電気料金が引き上げられるということになりますと、電気料の消費に対する各家庭の支払う金額というのはふえてきますから、もし電気料の引き上げがかりに三割とか四割というようなことになれば、一体二百円の免税点の引き上げが事実上はどうなるのか。その辺のことを自治省では何か計数的にお考えになっておりますか。まだ考えておりませんか。

○首藤政府委員 電気税の免税点を千二百円にいたしましたことによりまして、現在免税点の対象となる世帯数、大体二七％という計算をいたしましておるわけでございます。

電気料の値上げの問題につきましては、私も、法案立案の時点におきまして、それから現在におきまして的確な情報がわかりませんので、それにつきまして試算そのほかは持ち合わせておりません。ただ、この免税点につきましては、免税世帯の比率でございますとか、あるいは使います電気量、生活水準の向上等に伴います増加もあると思いますが、そういう問題でございますとか、料金の問題でございますとか、こういうものを総合的に勘案をしなければならぬ問題であると私も考えておりますので、いろんな状況の変化に応じて今後十分に検討をいたしたい、こう考えておる次第でございます。

○林(百)委員 これは自治省の所管でないの、所管でない事項をおたくのほうに聞いてもこれは所管外だということになると思いますが、千円が千二百円に免税点が引き上げられておりますが、これは二〇％アップになるわけですね。ところが、が、昨夜の政府筋の発表によりますと、石油が一キロリットル当たり九千円前後の引き上げになると、各社平均石油のアップ率が三〇％から四〇％、したがって電気料金のほうも三〇％から四〇％の引き上げをせざるを得なくなるだろう。原料が引き上げられるのに電気料だけ押えておくということとは、企業の趨勢からいって押え切れないという

発表がありまして、けさのテレビでも言っておりましたが、もし電気料金が今日の料金からかりに三〇％、四〇％アップだとすれば、免税点の二〇％の引き上げは、実際は免税点の引き上げによる税金の減免にならないのではないかと。かりに電気料が三割から四割アップという方針が出たとするばそういうふうに思われますが、これは仮定の問題ですが、そうならば一体どうなるのでしょうか。かりに電気料金が現行の電気料金より三割あるいは四割の引き上げがあるとすれば、千円が千二百円の免税点の引き上げになる、二割アップになったということ、実質的な電気税の引き下げという効果が現実的に電気消費者のところへ恩恵として来るのか、あるいは電気料がそれだけ上がったければ、実際は電気税の引き下げという効果は電気料の引き上げによって抹殺されるのではないかとということになるのか。その辺はどうお考えになりますか。

○首藤政府委員 電気料金がいつからどのくらい上がるか、それから電力会社、たくさんございまして、それが一斉になるのかどうかといった仮定の問題がございまして、実際に応じた対処のしかたを考えたければならぬと考えておりますが、一般論で、御質問がございましてとおりでございます。ますれば電気料がひどく上がってまいりますれば、せつかく上げました免税点の実質的な効果はお説のとおりに消える、こういう相関関係を持つものではございます。

○林(百)委員 それではけっこうです。

次官、これもあなたの所管ではありませんけれども、公共料金といつていいか、公共料金に準ずる電気料が三割、四割引き上げということになりますと、せつかくこのたびの電気税の免税点の引き上げも実質的な効果は抹消されることにもなりますので、その点は十分慎重な配慮をすべきではないかと思っております。機会があったらそういう意見もあなたが述べてもらいたいと思っております。

○古屋政府委員 お話しのとおりでございます。私も、電気料がどれくらい上がるかという見通し

はいま正確には存じておりませんが、そういう場合については、免税点というものをその場合に処してどうしていくか、あるいは来年度の税制においてこれを画期的にどうする、そういうことも考えていかなければならぬと思っております。電気税につきましては、あくまで大衆的なものでございまして、その税の性格から考えまして、それぞれの時期に対処いたしまして、いまのお話しのようない点を十分大臣にも話しまして、善処してまいりたいと思っております。

○林(百)委員 それではその点については、これもまた次官の前向きな答弁がありましたので、ぜひ積極的にその方針を貫いていただきたいと思っております。

次に、最近の買い占め、売り惜しみ、そのことによる物価の異常な高騰に係りまして、倉庫の果たしている役割りが相当悪用されておるといふ側面があるように思われます。

そのことに関して、地方税法の附則第十五条の八項を見ますと、これは一定の規模の倉庫であります。倉庫に対する固定資産税及び都市計画税の減税措置が講ぜられておりますが、本来この立法の趣旨はどういうことであつたのでしょうか。

○首藤政府委員 本来、倉庫業は、物資の生産、流通、消費の連結点として、物資の流通の合理化をはかって国民生活の安定に資するという面で非常に重要な役割りを持つておる、こういうことでございます。このような倉庫業の重要性にかんがみまして、倉庫の量を緊急に増強することが要請されておったわけでございます。

そこで地方税法においては、運輸大臣の許可を受けたものであることとか、あるいは倉庫の増強に適する近代的な倉庫にふさわしい規模や構造を持つておるものといったような、御承知のような一定の要件をしばりまして、これにつきまして税負担の軽減をはかろう、こういう趣旨から附則をつくったものでございます。

○林(百)委員 本来の立法の趣旨はそういう趣旨

だと思ひますが、最近の社会情勢からいって、はなはだ異常な事態が発生してきておりますので、これを再検討してみることがあるのではないかと私たちが思ふわけです。

そこで運輸省にお尋ねしますが、倉庫業法に基づいて許認可を受けた倉庫数というのは一体全国で幾つあるのですか。

○満所説明員 お答えいたします。

全国で、普通倉庫と冷蔵倉庫というふうに分類するわけでございますが、普通倉庫は大体二千業者でございます。それから冷蔵倉庫は千百事業者でございます。

○林(百)委員 固定資産税、都市計画税の減税の指定になるような倉庫がどのくらいあるかということをお聞きしたいのですが、その前に、倉庫業者でなくとも倉庫の数はいくらあるのか。もし全部の数がわからないとするならば、この十五条八項によって固定資産税、都市計画税の減免の対象になる倉庫の数は幾らあるか。これは運輸省で把握しているのでしょうか、自治省で把握しているのでしょうか、どちらからか答弁をお願いしたい。

○満所説明員 倉庫の数は運輸省では把握してないものであります。面積でございます。普通倉庫で申しますと全国で約千五百万平米、それから冷蔵倉庫でございますが、これは全国で約八百立米でございます。倉庫数につきましては把握いたしてございません。

○林(百)委員 自治省では把握してありますか。これは固定資産税や都市計画税に關係してありますので、つかんでおられますか。

○首藤政府委員 自治省では、軽減対象になっております倉庫の面積数ないしは体積でございますが、それを把握しております。普通倉庫におきまして約十七万平方米、それから冷蔵倉庫におきまして約十三万六千平方米、それから貯蔵倉庫で二十万立米、こういう数字に相なっております。

○満所説明員 ただいま申し上げましたのは倉庫業法上の倉庫でございます。つまり営業倉庫でございます。

○林(百)委員 そうすると、運輸省で言われたのと、それから自治省で言われたのは具体的に固定資産税、都市計画税が減免の対象となつておる倉庫の面積数ということになるわけですね。だからそこに差が出てくるのは当然ですね。だからそこで金額は一体どのくらいになるのでしょうか。これらの倉庫にかかわる固定資産税、都市計画税の減免措置によって減額された金額はどのくらいですか。

○首藤政府委員 軽減額は四十七年度分で四億五千三百萬、かようになっております。

○林(百)委員 これは運輸省のほうにお尋ねしますが、倉庫に対してあるいは冷蔵倉庫に対して固定資産税及び都市計画税の減免措置をとつておるの、倉庫業法の第一条の目的に沿つたために特別な措置をとつておるものと思ひます。しかし、最近はその倉庫の果たす役割というのが、だいたい悪用されてきておりますので、倉庫業法の二十七条には、言うまでもなく、運輸省の倉庫課長さんがお見えになつておるから御存じだと思ひますが、「倉庫業者に対して、その営業に關し報告をさせ、」さらには「その職員に倉庫業者の営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することが出来る。」ということになつておるわけなのですが、こういうことをされたことはありますか。

○満所説明員 最近物価が非常に上がりまして、生活関連物資につきまして在庫調査をするということになりまして、その生活関連物資を所管している農林省あるいは通産省が買占め防止法によりまして在庫調査をしているのでございますが、私どもの運輸省といたしましては物資の所管官庁でございまして、それに協力する意味合におきまして、倉庫業者に基づきまして在庫調査をいたしました。その在庫調査は、数量を報告していただいたわけでございますが、この数字がはたして正確であるかどうかということを検討するにために立ち入り検査を行ないまして、その数量を確認したわけでございます。これは一月十日に始まりまして、以後毎月末にその数字を出していただくということになっておるわけでございます。

○林(百)委員 運輸省は二月二日に物資調査本部、いまあなたの申しましたものを設けて倉庫の立ち入り調査を行なうというものを決定して、その後調査を行なつておるともいままお聞きしましたけれども、そうするとこれは投機防止法買い占め防止法五法の五法の立ち入りですか、倉庫業法による立ち入り検査になつておるわけですか。

○満所説明員 投機防止法は私どもには關係がないのでございまして、倉庫業法に基づく検査でございます。

○林(百)委員 その結果をひとつここで概要を説明して見てくださいますか。

○満所説明員 この調査は、私どもの物資調査本部が二月四日に発出したのでございましてけれども、これに先立ちまして一月十日に事実上調査をしております。それから、毎月末の数字を把握するために一月末現在で数字を集めております。この数字が現在のところ一番新しいのでございまして、二月の数字が間もなく出てくると思ひますが、さしあたり一月末の数字で御説明申し上げたいと思ひます。

私どもの調べました生活関連物資と申しますのは七品目ございまして、トイレットペーパー、印刷用紙、合成洗剤、それから砂糖、合板、小麦粉、塩化ビニールパイプ、この七品目でございまして、これを、四十九年一月末現在の保管残高を調べたわけでございます。その数字と、それから一年前の、つまり四十八年一月末現在の残高と比較したわけでございます。その比較におきましては、トイレットペーパー、合成洗剤、それから砂糖等におきましては、前年に比べて三分の一から四分の一の在庫に減つております。それから小麦粉につきましては在庫が七割に減つております。その他の品目につきましては大体昨年と同量の在庫でございます。ただ合板につきましては昨年より五割増し、つまり一五〇%の在庫になつております。

すが、これは総需要抑制の結果で設備投資が控えられましたので、その資材に用いるべき……(林(百)委員「いや、理由はあなたから聞かなくていいです。その倉庫の在庫量だけ聞けばいい」と呼ぶ)合板は五割増しぐらいの在庫になつております。

以上でございます。

○林(百)委員 他の側面ですね、他の側面からいへば、たとえば私たちの同僚の野間議員ですが、伊藤忠の流通室の指示ということで、倉庫に多量の物資を貯蔵している場合はこれを分散せよという指示が出ておるということが予算委員会から明らかになりまして、それでそういう指示が實際行なわれたかどうかということ、会社側では、こういう指示を出したことは認めるけれども、実際にそのような動きはしたことはない、しかしこういう文書を出した責任者に対して適当な措置はするということ、それだけの措置がなされておるわけなのですが、運輸省の調査によつて、倉庫がそういう買い占め、売り惜しみの物資の貯蔵に利用されているという側面が全然ないということが言われるのでしょうか。あるいはそういう可能性がある、だからわれわれはこういう点を十分監視をしていく必要があるというお考えでしょうか。

その点はどうでしょうか。

○満所説明員 私どもも、調査した段階におきましてはよく事情がわからなかつたのでございまして、いま申し上げましたような生活七品目につきまして見ましたところ、特に倉庫におきましてふえておるといふような事情がございせんので、営業倉庫につきましては、そういう生活関連物資の大きい量の買い占めに使われたという面は非常に少ないのではないのかと思ひます。

御参考までに申し上げますと、全体の日本の倉庫の保有面積のうちで、営業倉庫の占める割合は四分の一ないし五分の一でありまして、つまり二割か二割五分ぐらいのシェアしかないということでございます。

○林(百)委員 わかりました。

そこで、運輸省が倉庫を調査に行く場合はどう
いう手続でおいでになるのですか。どういう手続
を経ておいでになるのですか。

○満所説明員 倉庫の調査につきましては、いき
なり行きましてその倉庫の責任者に十分な説明
を受けることができますので、前日の夕方に、
明日参りますというふうに通じたいと思います。前日
の夕方といいますが、すでに職員等も帰っており
まして、その倉庫に在庫している物の移動ができ
ないという判断のもとで、前日に通告いたしまし
てその当日に行く、こういうふうなことにして、
おります。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○林(百)委員 前日に通知をして翌日行く。前日
というのは何時ごろ通知するのですか。

○満所説明員 おおむね前日の夕方でございます。
○林(百)委員 夕方というのは何時ごろなんです
か。

○満所説明員 五時くらいでございます。

○林(百)委員 わかりました。そういう事実があ
ったかどうかは別として、前日の五時ごろ注意を
受ければ、夜中かかって分散するということがで
きないとも限りませんね。これは、した、しない
はわかりません。また運輸省もそういうことがな
いように、そうかといつて、すぐ、突然来たとい
つて説明ができないようでは調査の目的が果たせ
ないから前日通知をするのだということだと思ひ
ます。しかし、分散させようと思えばできないこ
とはない、そういうことはお考えになりません
か。

○増田説明員 先生の御質問でございますが、一
月十日の時点で調査したときにそういう御批判を
受けました。そこで、そういう記事が出ました。横
浜のケースにつきまして事後にもう一度帳簿の調
査をいたしました。通告を受けた後、荷物を動か
した事実があるかどうかということについて調査
をいたしました。その時点におきましては、組合
の方の立ち会いを求めて調査いたしました。その
事実が認められませんでした。

それから、ただいま参事官が申し上げましたが、
今回の調査、二月六日以降の調査においては、倉
庫関係は当日通告をもって原則としていたしてお
ります。これは本部長を通じて明確に指示してお
ります。やむを得ず支店等で本社から人を呼ばなければ
いけないというケースにおきましては、その荷物が
動かせないという状態になってから通告をしなさ
い、こういうことではないかと聞いております。

○林(百)委員 一応運輸省の言うことをお聞きし
ておきましょう。

そこで、これは仮定の問題ですが、もしこうい
う倉庫が、いま物価の高騰にはなほだしい影響を
与えておる買い占め、売り惜しみの物資の隠し場
所に使われているというふうなことが明らかにな
った場合に、これは倉庫業法的一条の目的にも反
することでありまして、また倉庫業法的一条があ
るからこそ、地方税としての固定資産税あるいは
都市計画税の減税措置も講じているわけでありま
すけれども、もしそういうことが明らかにされた
場合は、これは自治省としては、そういう倉庫に
までこういう特典を与える必要があるのかどう
うかという点について何かお考えになったことが
あります。どうか、どうですか。たとえば、この倉庫は
明らかに買い占め、売り惜しみに利用されている
のだ、そういう倉庫にさらにまたこういう固定資
産税及び都市計画税の減税措置をとる、それはど
ろぼうに追い銭じゃないかという議論になります
ので、そういう場合は何らかの措置を講ずる必要
があるのではないかと。あるいは地方税法附則第十
五条八項にそういう条件を一つ入れる。本来の倉
庫業法的一条の目的に違反するようなものに利用
された場合はこの限りでないとか何とか、そう
いうことで、今度は地方税の面から、倉庫がそう
いうものに悪用されないようなそういう規制をし
ていくということとは、自治省としては考えられな
いでしょうか。

○首藤政府委員 税の軽減の趣旨が先ほど申し上
げましたとおりの本来の趣旨でございますから、
その趣旨を逸脱することに倉庫が使われるとい

うことはなほ遺憾なことだと考えております。
しかし、倉庫そのものの使われ方がそのような悪
用目的に使われるということ自身は、そちらの使
用目的が誤つておるといふ点において非常に大き
な遺憾な事態があるわけでございますので、至急
こういうことのないように、厳重に監視しないしは
取り締まり等を運輸省のほうにおいてやってい
ただきたい、こう思つておる次第でございます。税
法としては、本来の国民の流通あるいは生活安定
に資する、そういう目的のための軽減措置を継続を
する、こういうことだろうと思ひます。仮定の話
でございますが、いつまでもたつてもそこのい
はうの目的より悪いほうの目的に使われるほう
が多いというふうな事態に相なりますれば、もち
ろんこの軽減措置についてはよく検討するとい
うことをしなければならぬだろうと考えております。

○林(百)委員 運輸省にお尋ねしますが、先ほど
言つた運輸省の所管の中に入る倉庫が全国の倉庫
のうちの四分の一程度だと聞きました。そうする
と、あとの四分の三の倉庫というのは一体どの
規制下、どこの行政監督下に入るのでしょうか。
○満所説明員 ただいま申し上げましたように、
倉庫業法上の倉庫は面積にして四分の一ない
し五分の一でございますが、そのほかの部分につ
きましては、たとえば農業倉庫、それから協同組
合の倉庫それから家用倉庫、その他の物品を貯
蔵する場所等でございます。いわゆる倉庫業
法上の倉庫として私どもが管轄しているのは、そ
の中の営業倉庫が……(林(百)委員「わかつてい
るんです。だから、他の倉庫はどうなんですか」
と呼ぶ)他の倉庫は、たとえば農業倉庫であれば
農業関係の法律に基づく倉庫でございます。私
どもの管轄の外にあるわけでありまして、

○高島委員長代理退席 委員長着席
○林(百)委員 個人用の倉庫はどうなるのでしょ
うか。
○満所説明員 家用倉庫のことだと思ひますけ
れども、家用倉庫につきましては倉庫業法上の

倉庫ではないので、私どもの管轄外で
ございます。

○林(百)委員 わかりました。
そこでまた倉庫に対する固定資産税と都市計画
税の減免措置の点に戻りますけれども、これは大
都市では相当の減免措置になると思うわけであり
ますが、たとえば一例を申し上げますと、四十八年度
に東京都では一体これによる減税措置がどのくら
いされているかわかりですか。あるいは東京都
以外のおもな、埼玉、神奈川その他でいいですが、
自治省でつかんでいる数字がありましたら伺いた
い。さつき総額は四億幾らというのが出ましたね、
トータルは。その内容はわかりますか。

○首藤政府委員 若干の例を調べてまいりました
が、東京都の場合でございますと、家屋分で七千
六百万円、償却資産で七百万円でございます。そ
の約八千三百万円がそれから埼玉県でございますと、
家屋分で約一千万円、こういった例でございます。

○林(百)委員 それじゃ私のほうで調査した数字
を申し上げます。いま申し上げましたような倉庫業
法的一条の、円滑な流通をはかり国民の生活の安
定をはかるという目的から逸脱したというふうな
倉庫に対しては、これは私のほうとしては地方税
の面からそういうものにまで固定資産税あるいは
都市計画税を減免してやるといふ特典をしてやる
必要はないじゃないかというふうに考えまして、
念のために、一体主とした大きな都道府県でどの
くらいの減税措置がとられているかということ
を調査しました。

これは参考までに申し上げますが、東京
都では四十八年度で約八千万から一億円、これは
大体、東京都の数字はいまの自治省の一致して
いますね。具体的に申し上げますと、東京の品川区の
東品川、丸紅冷蔵の倉庫で一カ所約百五十万円の
減税、港区海岸三丁目にある三菱倉庫の一つが三
百万円近く減税されている、こういうような数字
が出ております。この丸紅にしましても、三菱に
しましても、このたびの買い占め、売り惜しみに
たいぶ対象となり、国民の批判的となつてい

業界であることは明らかであります。そういう大企業の持つておる倉庫、しかもそれがいま国民の大きな批判を受けておる買い占め、売り惜しみの物資の隠し場所とされておる、そういう疑惑を国民に持たれております。しかも金額にしても相当の金額に達しますので、今後は自治省としても、先ほどの答弁にありましたように、運輸省とも連絡を取り合せて、そして地方税の減税措置をとった目的を逸脱するようなものに対しては厳重な警告を運輸省にも発して、本来の目的に戻るようさせる。あるいはそういうものに対しては課税上も、これは法律を、附則の改正をしなければできないと思いますが、免税措置についても考慮するというような、やはりそういうき然とした態度を自治省もとることが必要じゃないか。いま国民がこの問題で非常な生活の苦しみにおちいつてるときですから、そういうことが自治省としても必要だと思いますが、これは次官どうお考えになりますか。

○古屋政府委員 お話しの際は私も全く同感で、倉庫業法による倉庫が本来の目的に使用されないというものに対しては、減税というようなことは法律の趣旨にも反するものでございますから、運輸省とは十分連絡いたしまして、必要な措置を必ずとってまいりたいことを申し上げます。

○林(百)委員 わかりました。

この固定資産税と関連いたしまして、私たちのところへ借地人や借家人から切実な要望があるわけなんです、それは固定資産課税台帳の縦覧です。

地方税法の第四百十五条を見ますと、「市町村長は、毎年三月一日から同月二十日までの間、固定資産課税台帳をその指定する場所において関係者の縦覧に供しなればならない」と、こうあるわけです。ところが最近では、土地を借りていて人あるいは家を借りていて、借地人あるいは借家人に、固定資産税が三倍にも上がったのであつたところの家賃は三倍にしていただかなければなりません、あなたのところの地代は昨年の三倍

にしていただかなければなりませんということ、固定資産税の何倍引き上げということを理由にして、それが借地人、借家人にしわ寄せされている事例がたくさんございます。われわれのところへ陳情に参りまして、こういう場合にわれわれもこの地方税法の第四百十五条の「関係者」として、実際、地主さんの言うようにあるいは家主さんの言うように固定資産税が三倍にも上がったのかどうかというところを知りたいと思う、この関係者として縦覧することを許していただけないでしょうかという、こういう切実な要請があるわけなんです。これについてひとつ自治省の見解をただしたいと思うのでございます、どうでしょうか。

○首藤政府委員 もう御案内のように、固定資産の課税台帳を関係者の縦覧に供するというのは、納税者が台帳の登録事項について審査の申し出をする機会を設ける。こういうのが目的であるのも先生の御承知のとおりでございます。

そこで、この縦覧ができません関係者でございすけれども、従来からの解釈におきましては、四十四年の通達にも出しておるのでございますが、「関係者」というのは納税義務者、それからその家族、それから代理権を有する代理人、こういう直接関係を有する者に限られる、こういう取り扱いになっておりますので、その他の者が縦覧をするといったことが現在ではできない仕組みになっております。そういう事態でございますが、しかし、ただいま御指摘のように、借地借家人等は、固定資産税が上がったと言っているけれどもどの程度上がったのかわからぬのだから、縦覧そのものではなくて、その程度のもの何と示す方法がないのか、こういう御説があることもよく存じております。

問題はこれらの間の調整でございます、つまり、地方税法上秘密漏洩とかいったむずかしい問題がございまして、うっかり漏洩をいたしますと税務職員が刑事罰に問われるといったような問題もございまして、この附近の限界、そのほかの具体的な取り扱いにつきましては、法制当局、その

はかのところとも十分打ち合わせをしながら、所期の目的が達せられる方法がないものかどうか、いま検討をしてみたい、こう考えておる次第でございます。

○林(百)委員 私のほうも地方公務員法の関係等のあることも知っております。しかし、「関係者」というのをその自治省の言うような狭い範囲で解釈する根拠は一体どこにあるのか。直接的な関係者——直接というまぐらふことばをつけられましてけれども、現に自治体でも、大阪府、京都府あるいは東京都では、そういう証明があれば縦覧、閲覧を認めているわけですね。借地人や借家人からいへば、地主や家主から言うわければこれは一方的な宣告であつて、いやそうおっしゃつても私のほうで調べた範囲ではそんなに固定資産税は去年に比べて一挙に三倍も上がっておりませんという抗弁ができるようにしてやらないと、そのことを理由にして地代や家賃が一挙に三倍にもなつて、三万、四万というような家賃や地代を払うということは勤労者にとつてはたいへんなことになつてしまふわけですね。これはやはり弾力性を持たせるようにしなければならぬと思うのです。いま検討中というだけではちよつと済まない、緊急な打開策を考えるべきだと思ひますが、もう一度その点どうでしょうか。何とかしてやる方法はありませんか。

私のほうは、地方税法の第四百十五条の「関係者」というのは何も直接と書いてないわけですから、関係者の中にはもちろんその土地の借地人あるいはその上の借家人も入る、こういう解釈から縦覧期間には見ることができ、こういう解釈をとつて救済しようと思つておるわけですが、あなたのほうがそんなたくな解釈をするのであれば、借地人、借家人にとつてははなはだ冷たい回答になるわけなんです。どうでしょうか、もう一度再考されてどうかこれを打開する方法を前向きに考慮するなり、適切な行政措置をとられるなりするお考えはないでしょうか。これは「関係者」というものの解釈なんですからな。

○山下政府委員 この台帳の縦覧制度は、先ほど局長から申し上げましたように、固定資産税課税のための台帳でございますために、直接課税に関係がない人がこの縦覧をするという制度にするとは、台帳縦覧の制度の筋から申しまして問題があるかと思ひます。そういう意味で一年間に三月一日から二十日まで、これは普通の場合でございまして、期限を切つて、課税のために必要な人だけに縦覧をするという制度が設けられております以上、この縦覧の段階で課税に関係のない人に縦覧をするということは問題があるかと思ひます。

ただ、この縦覧が済みましてあとで台帳を見せたいという希望がある、いわゆる閲覧の希望があるというものについては、実は直接地方税法に規定はございませんが、地方税法全体の趣旨から判断して、そういう者に見せていいかどうか判断をしなければならぬと思ひます。その場合には、別途地方税法二十二条に、地方税に関係する者がその知り得た秘密を漏らしてはいけないというような規定に違反するおそれがあることも考えなければならぬので、その点は慎重に取り扱つておるわけでございます。現在のところ、法律で訴訟物件等の価格が必要であるという場合、そのほか本人の同意を得た場合のほかは見せないように慎重を期してございまして。

そこで、いま御指摘の問題につきましては、土地なり家屋なりの所有者と借家人なり何なりとの関係の問題でございますので、家主のほうからあるいは地主のほうからそういう話があらつた場合には、借地人なり借家人はその内容が真実であるかどうか確認したいというのは当然のことでございますので、その場合は地主なり家主なりに事情をよく話しまして、地主、家主の同意を得た上で役場に行つていただければ、役場でも本人の同意があるということを確認すれば見せるといふことにならうかと思ひますし、あるいは地主なり家主なりが自分で閲覧をいたしまして、それを何らかの形で確認をしたものを借地人、借家人に見せると

いうことで、家主と借家人との間、地主と借地人との間の話し合いで円滑に処理するのが筋ではないか、そういう方向にできるだけ円満に話し合いをつけるようにしていただきたい、そういうふうに考えます。

○林(百)委員 委員会ではそういうように、いかにもまろくおさまるようになっていますが、現実には借地人と地主、借家人と家主の関係はそんな、にこにこしながらお話しできるような関係じゃないのですよ。一方は三倍も家賃や地代が上げられるのですし、一方は何とかしてそれを取ろうというのですから、そんなまよやさしく、けっこうでございませう、ではお茶を飲みながら二人で仲よくやりましようなんていう関係にいかないのですよ、非常に利害関係が切実になってくるわけですから。

ちよっと審議官にお聞きしますが、どうして固定資産税を幾ら払うということを明らかにしちゃいけないのですか。明らかにされることによつてどういう侵害があるのですか、その人のプライバシーなり財産権に対して。一方ではそれを理由にして地代や家賃が三倍にも引き上げられようとしているのですよ。そういう場合、地方自治体に私は幾らの税金を納めているということを明らかにすることが、納税者の何の権利をどう侵害するのですか。しかも、この地方税法には「関係者」とあって、自治省の解釈のように、直接の関係者なるといふことはこの中に一つもないですよ。そんな解釈を自治省が勝手にして、そして借地人や借家人が苦しんでいるのをにこにこして見ているなんていうのは、まあにこにこしているのかどうか知りませんが、それではほんとうに地域住民のための自治省にならないのですよ。どうお考えになりますか。

あなたはいま、わずかな道として、地主や家主の同意があるという証明があれば見せることもいいじゃないですかというのを示唆されましたけれども、しかし、激しい対立をしている地主や家主と借地人、借家人との間で、それじゃあなたにお見せしようなんていう一礼なんか出したら

ないのですよ、現実からいって。この救済の道を開いてやることを自治省は考えるべきだと思うのです。必ず、固定資産税が上がったから地代、家賃を上げますと言ってくるのです。それも何割程度ならいいですよ。二倍、三倍とくるのですから、これは納めるほうからいって、いまのこの生活苦のときにショッキングですよ。それを、自治省の専横的な解釈、「関係者」ということについての解釈でやる。これは法律には直接とも何ともないのですから、ただ自治省の解釈だけなんです。そういう行政指導を自治省がしているんだ。現に東京や大阪や京都ではそんな自治省の解釈は無視して、ちゃんと見せているのですから。どうして自治省がそんな解釈にこだわるのか私にはわかりません。どうでしょう。

○山下政府委員 御指摘のような事情があることは私もよく理解ができます。ただ一方、地方税法の運用の問題として考えなければならぬ面がございませう。そこで一つには、縦覧をするという場合には、固定資産税の課税台帳が固定資産税を課税するための台帳であることからいって、おのずから、関係人というものは課税のための関係人というふうに限定されるのではないかと、このことで現在の解釈が生まれてきております。

そこでもう一つ、縦覧を離れた閲覧の問題として考えました場合に、一つには、借地人、借家人の立場は御指摘のとおりだと思います。しかし一方、角度を変えまして、固定資産の所有者の立場を考えてみますと、だれでも自分の財産を第三者に知られたくないという希望も否定できないと思います。そういう本人の立場も同時に考えなければならぬ。

そこで、御指摘のような点とどこで調整するかということが非常にむずかしいことになるわけでございますが、ただいまのところ、二十二条の秘密保持の関係も考慮しつつ検討はいたしておりますが、いかに刑事罰に関係することでございますから慎重に扱わなければならないと思っております、ただいまのところは先ほど申しましたように、

本人の承諾を得て閲覧するという方法で解決できないであらうか。現に建設省のほうも、借地人、借家人には税額を知らせるように、借地人、借家人が閲覧を求めた場合に同意を与えるようにということを指導しているようでございませう。いまのところそういう方向で解決をせざるを得ないのではないかと、いふように考えるわけでございませう。

○林(百)委員 あなた、固定資産税を幾ら納めておるかという、納税者の財産の秘密保持の権利を守つてやると言いますが、固定資産税を實際納める人は借地人、借家人なんです。地主や家主が實際自分の財産から自分の腹を痛めて出すのじゃないですよ。固定資産税は必ず借地人や借家人に転嫁されるんですよ。だから、その人に幾らの固定資産税が本年度かけられるかということとは、それを實際拠出する借地人や借家人こそが最も直接的な関係者なんです。そこをどうするかをあなたは考えなければならぬ。

○古屋政府委員 いまのお話、私も恐縮なんです。だからその点、審議官もう少し実情をよくくんで、そしてそういうものに對する道が開かれるように、地方公務員法の三十四条だって、正当な理由があれば違法性は阻却されるのです。生活を擁護する、あるいは直接の関係者としての借地借家人といふことになれば、だから、その点は一と積極的に考えるべきだと思います。それでは、事務当局を相手にしたのじゃつともいい回答が生まれませんから、次官の古屋さん、どうでしょう。

が林さんと同じように弁護士でございまして、そういうことはよく相談を受けております。だから、関係者の範囲の問題、法制局との関係、いろいろございませうが、できるだけ早い機会に積極的に当たりまして、はっきりした解釈というものを御期待に沿うように考えますから、ちよっときょうは……。いま事務当局の御答弁申し上げましたように、考え方としては、法制局あるいは建設省でもぼつぼつそういうことをやりかけておるといふふう聞いております。この問題で皆さんが困りになると言つてはあれでございませうが、スムーズにまいりますように、私もいまのお話、しよちやう自分の立場でも聞いておりますので、考えましてお答えいたしますから、ちよっとお待ちを願いたいと思ひます。

○林(百)委員 次官から前向きの御答弁がありまして、私はそれを信頼しまして、ぜひ借地人や借家人のために道を開くような方法を講じていただきたいと思ひます。時間も参りましたので、私、最後に租税特別措置と地方税非課税措置による地方税の減少の問題についてお尋ねして、それで私の質問を終わりたいと思ひます。

國税に関しては租税特別措置があるわけですし、それから地方税については地方税の非課税措置がありますが、大きくいってこれは大企業の利益をはかつておるといふように考えるわけなんです。大企業あるいは大資本の利益をはかつておる面がもう圧倒的に多いといふように考えておるわけなんです。

そこで念のためにお聞きしますが、國税に関する租税特別措置によつて地方税の減収見込み額はどのくらいになるのか。それから地方税の非課税措置による減収見込み額はどのくらいになるか。昭和四十九年度の数字がわかりましたら説明していただきたいと思います。これは数字、出ていますか。

○首藤政府委員 租税特別措置が、國の租税特別措置によりますものと地方税法の独自の規定によ

すが、一千万と考えております。

○林(百)委員 この日本自動車ターミナル株式会社の収支を見ますとばく大な利益をあげてはいずれなんです、これはどうしてそういう非課

措置というか減税措置をとる必要があるのではしうか。

○山下政府委員 現在、御承知のような都市交通の混雑しているときでございまして、遠方から来ます大きなトラックが市内を走るといことが交通混雑に拍車をかけますので、そうしたものをターミナルで整理をいたしまして交通の整理をしたいという趣旨から設けたものでございします。

○林(百)委員 自動車モーターリゼーションでこんでいて、迷惑をこうむっているのはむしろ市民のほうが非常に大きな迷惑をこうむっているんで、その事情を緩和するという名目で、広大な土地を持ち、しかも大きな利潤をあげている自動車ターミナル株式会社に減税措置をとる必要はないと私は思うのです。これは十分に検討をされてしかるべきものじゃないかというように思います。

これは、他の租税特別措置法あるいは地方税の非課税措置とともに、地方税の側面から非常に大企業に特権を与えている。こういうことは一度洗い直すべきだと私は思うのです。そして、むしろこういう法人には累進的な課税をかけて、乏しい地方財政の財源にするのが地方税の本来の姿だと思いますので、この点は十分検討していただきたいと思うのです。

さらに、念のために聞きますが、昭和四十九年度に新たに、これはちよつとメモをしてくれませんか、電気ガス税が非課税となつてエチレン、プロピレン、ターポリマーゴム、及び合成グリセリン、また綿糸、ビスコース繊維、銅アンモニウム繊維、酢酸繊維、ビニロンなどの合成繊維、それに対する減税措置による減収額は幾らでしようか。これらの企業はかつてない大きな利益をあげているわけなんです。ところがこれが、電気ガス税が非課税となつて。住民には先ほどのように、電気税の免税点が二百円上がつても電気料が上れば実効は抹消されるといわれているわけなんです。それなのに、このばく大な利益をあげているこういう化学製品をつくっている諸会社に対して、なぜ電気ガス税を非課税とする理由があるの

でしようか、お聞かせ願ひたいのです。

○山下政府委員 エチレン、プロピレン、ターポリマーゴム、合成グリセリンにつきましては、従来から三年間の非課税措置が講ぜられていたものでございします。この三年間非課税措置を講じました結果、三年後に判断をいたしまして、やはり重要基礎資料であり、それからコスト中に占める電気料の割合が五%以上であるということを確認した場合に、一般的な非課税措置のほうに組みかえるというやり方をいままでやってきております。いま申し上げましたものにつきましては、三年たちましたので検討いたしました結果、非課税の基準に合致するということになりましたので、今回一般の非課税措置に組み込まれたわけでございまして、いわば新たにふやしたものではありません。数字は、エチレン、プロピレン、ターポリマーゴムが千五百万、合成グリセリンが二千四百万でございします。

それから燃糸関係の軽減措置を講じましたのは、いままで輸出振興の見地から織物、綿糸あるいはスフあるいは毛、こういうものにつきまして、紡績糸の段階で軽減措置を講じてきておりました。ところがまた、輸出振興のねらいから製品としてできました織物につきましても軽減措置を講ぜられておりまして、ちよつとその中間にありま糸をよる段階、燃糸の段階のものが軽減措置の対象からはずれておりましたので、今回、前後のバランスも考えて、期限つきで軽減措置の対象にするということにいたしましたのでございします。軽減額は初年度で一億五千万程度で一込んでおります。

○林(百)委員 念のために聞きますが、エチレン、プロピレン、ターポリマーゴム、合成グリセリン、綿糸、ビスコース繊維、銅アンモニウム繊維、酢酸繊維、ビニロンなどの合成繊維、合成繊維はこしはかつてない大きな利益をあげているわけですよ。これはもう皆さん御承知です。念のために聞きますが、これらを製造している会社名、ここであげられますか。これは非常に寡占度が高いので、すぐここで見ると思うのです。

○山下政府委員 エチレン、プロピレン関係の主要工場は、たとえだ四日市にございします日本EPラバー、あるいは千葉にございします三井石油化学等でございます。それから……

○林(百)委員 それでは時間の関係がありまして、次の質問者に迷惑をかけてはいけませんから、それを資料として出してくれませんか。

要するに非常に大企業ですよ。何も一千万だとか二億だとか地方税を減免してやらなくても十分やっていける会社なんですね。しかも、ばく大な利益をあげている会社なんですよ。

私は、本年度の地方税の改正についての性格を要約して言いますと、依然として大企業に対しては、国税は国の租税特別措置法はもちろんのこと、地方税においても非常に手厚い保護をしておる。

一方、大衆に対しては依然として、控除額を若干引き上げたにしても、この物価高、実質賃金のむしろ一月では引き下げという情勢のもとでは――

参事官、よく聞いておいてください。こういう状態のもとでは、この並びの地方税の改正によつては恩恵を受けたという実感を持たないということですよ。だから、ほんとうに地域住民のための地方自治体を確立するためには、税制の面からもうこの点を本気になつて自給省としては洗い直して、そして窮迫している地方自治体の財政を財政能力のある者から税金を徴収することによつてこれをささえていく、こういう基本的な方針をとらなければならぬ。

ところが、このたびの改正はそういう立場をとつておらないどころか、新たにまた非課税措置を大企業を含めて拡大していく、ことに電気ガス税のごときはそうですね。だからそれは根本的に洗い直していく、そして大衆の利益になるような税制を確立していく、こういう見地から地方税について根本的に検討し直すということが必要だと思ひます。これは最後の私の質問であります。次官どうでしょう、そういう御姿勢をおとりになる意思があるかどうか。

○古屋政府委員 ただいま租税特別措置の問題に

ついて林先生からいろいろ御意見を承りました。申すまでもなく、租税特別措置というものがそれ

それのその当時の経済社会の推移とか、いろいろそういう産業を特に育成しなければならぬ、これは国民生活上必要だということなことでできたものでありますけれども、しかし元来、これは租税負担の公平ということから見れば、租税特別措置でございしますから、例外といひますか、原則とは反対のものでございします。そういう意味におきまして、特別措置につきましてはできるだけ縮小、合理化をはかるということがどうしても私どもも必要であると思つておりますので、今後ひとつ関係当局とも十分連絡いたしまして、私も積極的にこの問題には取り組んでまいりたいと思つております。

○林(百)委員 では質問を終わります。資料はひとつ提出するように委員長から注意してください。

○伊能委員長 ただいま林君から希望のあった資料については……

細谷治嘉君

○細谷委員 質問に入る前に、いまこの委員会で四十九年度の地方税法の審議をしておるわけでありまけれども、この地方税法以外に、地方税の収入に関係する法律案が他の委員会に別途の法律として出ているだろうと思ひます。その法律は何件くらいあるのか、そして地方税にどの程度の影響を具体的に与えるのか、これをひとつ教えていただきたいのです。

○首藤政府委員 ただいま御指摘の地方税法の一部改正の内容を持っております他の法律でございしますが、全部で九件ほどでございます。おもなものは、宅地開発公団法とか、それから雇用保険法とか、それから生産緑地法でございしますとか、こういういったものでございします。金額は、実質的にはたとえば生産緑地法等が成立をいたしました場合にはどの程度が生産緑地に指定をされるか、こういったことで金額は動いてまいらると思ひますが、全体でいまの見当で約七億ぐらいの減収になるの

ではなからうか。推定でございます。

○細谷委員 私、おとしのこの委員会かと思ふのですけれども、地方税法を審議する場合に、地方税に直接かわりを持つてくる他の法律は、これを審議する以上はほかのほうを見ないというわけにいかぬわけですから、関連の法律案を資料として出していただきたい、そしてその法律案ごとに具体的に地方の税収にどの程度の影響を持つのか、それも明らかにしていただかなければこの法律の審議はできない、だから出しなさい、こういうことを要望いたしまして、そういたしますと、こういうふうな答弁があつておるのですよ。ところが今度も出ておらない。私は、きょう質問しますからぜひひとつこれを出してくれという要望をいたしました。けさほど資料をいただきました。私がいただいたのを、いま局長は九件と答えましたけれども、私が数えますと、これ十件あるのですよ。

○首藤政府委員 ただいま私、九件と申し上げまして、先生に差し上げました資料では十あげておるわけでございますが、実はその一番最後から二番目、都市再開発法の一部を改正する法律案、これがまだ提案になっておりませんのですから、私いま九つと答え申し上げたわけでありま。

○細谷委員 これは、提案になっていない、ならぬは別にして、大体自治省が全部合意を受けているわけでしょう。合意を受けて、出てくると予定されるものも含めて、推定じやいけませんけれども、はつきりわかっているのですから、ぜひはつきりしていただかなければいかぬ。特に都市再開発法の一部を改正する法律案なんというものはかなりの影響を与えるだろう、こういうふうに想像されるわけだね。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

ですから、くだらぬで、これに書いてあるとおりの十件で、予定されるものは、こう申しなさいよ。出ているものは九件ということですね。そうしますと、大体七億の地方税の減が見込まれるということでありますけれども、そういうことですか。

わかつていのがさうですか。たとえば、通る通らぬは別として、宅地開発公団法でも三億でしよう。それからあと、残り四億しかないですよ。生産緑地法が通つたらそんなばかなことないでしょう。どうなんですか。やつてみなければわからぬということですか。

○首藤政府委員 ただいま申し上げました数字の中には、生産緑地法で減収になる見込みの額は実は入つておりません。これは先ほどもちよつと申し上げましたように、生産緑地法がもし成立をいたしまして、どの程度今年中に指定になるか、このことで動いてくると思いますが、その見込みによりまして減収額がやはり生ずる、こういうものであらうと考えております。

○細谷委員 私がけさほどいただきました資料では、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案で八千八百萬、農用地開発公団法で九百萬、宅地開発公団法で三億圓、国際協力事業団法で三億一千三百萬、これだけなんです。ですから、その他の法律についてどういふふうになるのか、影響がわかつておりませんから、わかり次第、一応の見込みを立てた数字を資料として出していただきたい。地方税法が通つてしまつたら、税務局長知らぬぞ、こういうことではいけませんよ。あなたも税法が通つたら、ここには来やしないでしょう。出しますね。

○首藤政府委員 判明し次第提出をいたします。○細谷委員 その辺で質問に入りたいと思ひます。税務局長と政務次官に聞きたいのだけれども、最近、地方財政問題に関連して、よく三割自治とか一割自治とか三分自治とか、いろいろなことばがあるのですが、おおよそ三割自治といつておるわけですね。三割自治というのは一体どういうことなのですか、教えていただきたいと思ひます。

○古屋政府委員 自主財源が、つまり地方税が大体三割だ。これは先生一番御存じですけれども、自主的な地方税、独立に取り得るものが三割程度ときによりまして税が、三割がもう少し地域によつては上がつているものもございすけれども、

大体さういう意味で三割。もちろん地方交付税あるいは国の補助金とかいろいろございすますが、補助金の問題につきましては、先ほど申し上げましたようにそれぞれの省が補助を出しまして、その補助が単独の問題、いろいろございまして、超過負担という問題を生じていることは事実でございす。でございすから、私も率直に申し上げますと、地方が自主財源的に直接税によつて処理し得るもの、こういう意味で私は三割といふふうについて差しつかえないのではないかと思つております。

○細谷委員 御承知のように、国民が納める税金をおおむね七割というのが国税で、三割が地方税ですね、その意味で三割自治といつてゐるのじやないのだ。地方団体、都道府県や市町村の歳入歳出の中に占める自主財源、地方税が三割であるだから三割自治といつてゐるんだ、こういうことですね。はつきりしていただきたい。

○古屋政府委員 私はいまの、先生のお話の後段の意味でさうだと思つてゐるのです。地方におよぶの自主的な地方税による財源、それが自主的財源でございすので、それが三割程度だといふ……

○細谷委員 いただきました四十九年度の「地方税に関する参考計数資料」これをずつと年次別に拾つていきますと、政務次官、これをずつと見ていただきたいのですが、戦後、三十年くらいから今日までに、自主財源というのは大体において決算面の中で三五割ぐらゐを占めてゐるのですよ。そうすると三割自治じゃなくて三割五分自治ですね。どうですか。

○古屋政府委員 三割五分自治、三割自治というふうなお話がございしましたが、私は地方の自主的財源がおおむね三割という意味でいま三割と申し上げたのでございす。もちろん特別交付税とか補助金とかいろいろございすけれども、それは国から参るといいますか、配分するものでございすので、地方の自主的なものとしては大体三割見当といふふうを考えておる、そのことを申し上げたわけでございます。

○細谷委員 私が初歩的な、確かに三割五分じや

ないか、こういうことをあえて質問しておるのは今日、地方財政全体というのの原点に立つて考えなければならぬ、こういう観点からあえて質問しているわけですよ。ところが、このいただいたあれを拾つてまいりますと、確かにおっしゃるやうにいまや三割自治になつてゐるんですよ。さうでしよう。ひとつごらんいただきたい。

この表の二ページを見ていただきますと、都道府県の場合、昭和四十七年度三三%です。市町村は三〇%です。突つ込み全体として三三%です。ところがその前をひとつ見ていただきますと、たとえば三十二、三年を見ますと、市町村の場合には四割五分自治だったのです。さうでしよう。その場合に都道府県がまさしく三割自治であつたのですね、税収は。こういう形で推移してきております。ところが、三十五年ぐらゐから高度経済成長政策が進められてまいりましてどういふことが起つたかといひますと、市町村の自主財源というのはどんどん低下してきてしまつた。三十二、三年ぐらゐには四五、六%あつたものが、今日、いまありますように、四十七年度の決算では三〇%に下がつております。一五%下がつたわけですよ。さうでしよう。一方、都道府県のほうはどうなつたかといひますと、大体三〇%占めておりましたけれども、今日三三%という形になつております。ところが、三三%ではありますけれども、昭和四十四年度あたりを調べていただきますと、これは三七%ぐらゐに上がつております。それで市町村はどんどん下がつてきた。都道府県は漸次上がつていった。そして四十四年度に構成比というものが市町村と都道府県で逆転しているわけですよ。逆転しておつてどうなつたかといひますと、今度は田中内閣が生まれまして、四十五年ぐらゐからずつと列島改造を始めた。超高度経済成長政策が進められたところから、今度は都道府県も、上がりかけておりました傾向が下がつたのです。市町村はむしろ下がりつぱな感じです。こういうかっこうになつております。

ですから、政務次官、あなたが三五%ぐらゐを

三割自治と唱えておったならば、ここ数年はもはや三割自治ではない、三割自治ということばを使えない、こういうことになりすよ。そういうふううに地方自主財源というのは年々歳々その構成比において下がってきておる。地方財政計画は、四十九年度は申し上げるまでもなく全体としては四一ぐらいいですね。決算面では全体として三三なんですよ。こういう実態は、今日の地方財政がどういうふうになっているかということをよく証明しているものだと思ふのですよ。言ってみますと、地方財政はその構造的に見てもいよいよ自主性を失ってきている。言ってみますと、国の財政の中に組み入れられていって、こういうことがいえると思うのでありますけれども、私のこの見解に対してどうお考えですか。

○古屋政府委員 お話のように、最近におきましては市町村の財源が、県と比較しまして非常に下がっておりますことはお話しのとおりであります。こういうような点からいまして、市町村税の税源、特に都市税源の充実のためにいろいろの措置を講じておりますが需要には追いつかないというところでございまして、私どもは四十九年度におきましては、従来の懸案でありました法人課税の強化充実をはかるとか、あるいはまた法人税率の引き上げに伴う増収分を市町村の税源とする措置をとり、あるいはまた市町村民税、法人税率を三%引き上げるといような措置を講じまして、市町村財源の充実を少しでもはかっていこうと努力してまいっておりますが、お話しのように、市町村税源の充実というのは結局、国、府県、市町村を通ずる税源配分あるいは行政事務の再配分とも関連する問題でございまして、特に市町村における行政需要の増大に堪えがみまして、その税源の充実には今後とも引き続き努力をしてまいりたい、こういう決意であるわけでありす。

○細谷委員 法人税割等も、後ほど議論をしますけれども、確かに努力されておることは私も否定

いたしません。否定いたしませんけれども、大体国民から三割程度いただいております地方税、これはシャウブ勧告に基づいて税制がつくられた昭和二十五年くらいから比べてみますと、そのときには、地方自治体というのは市町村がその主体的なものである、こういう観点から、その地方税というもののもので、大体において六二%は市町村にあつたのです。そして三八%くらいというのが府県税であつた。それがだんだんと府県税が大きくなって市町村が小さくなって、そして、言ってみますと三十八年にその所を逆転して、そして府県のほうが半分以上を占めるようになって市町村が半以下になって、いまや、決算面はやや違ひますけれども、大体において計画的に都道府県と市町村が五八対四二くらい、こういうようなことになっております。それでは都道府県が優遇されたのかという、そういうわけではありません。言ってみますと、地方税の総額というものは変わらないで、三〇%から三二%のワケ内においてこういう現象が生まれてきた。ここに国と地方との重要な関係が今日生まれておる、こういうふうに申さなければならぬと思うのですよ。しかし、これは私の質問の出発点でありますから、これはその程度にしておきます。

もう一つ、これはせっかく貴重な資料をいただいたのでこれを利用していただきたい。この表をいただきまして、私は六五ページを見ました。この六五ページで一応税額、これは税額といひしても合計でありまして、地方税と地方交付税と地方譲与税、いわゆる自主財源といわれる、あるいはそれに近いもののトータルを拝見いたしますと、一番日本で税源が集中されておるだろうと思われぬ東京都は、全国平均を一〇〇といひまして二二〇です。一番大きいのはどこかといひますと、これは鳥取県ですよ。鳥取県が一四五です。一番小さいところはどこかと思つたら、たぶん沖縄だろうと思つたら沖縄は九七です。どこが一番小さいかという、七四というのは千葉県ですよ。そうでしょう、確認されますか。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕
一体全体どういふふうになっておるのかといひますと、ずっと調べてみますと、税の場合はでは東京都は幾らもらつておるかという、全国を一〇〇にして一八四という指数です。鳥取県は六一ですよ。千葉県はどうかという、八六ですよ。いまや公害県といわれる、急激に発展した千葉県は八六ですよ。その次に交付税を見ますと、東京都はなしですね。それから鳥取県が三〇五です。千葉県はどうかという平均の半分、五〇ですよ。こういうことで、金額でいって見ますと、東京都は都民一人当たりどのぐらいの行政が行なわれておるかといひますと四万六千九百三十六円、一番低い千葉県はどうかといひますと二万八千九百八十七円、鳥取県は五万六千八百七十五円。交付税と譲与税を入れますから、東京都よりも一人当たりの県費の支出は多いのですよ。財政的にいひますと行政水準は高いのですよ。沖縄は三万七千九百十円で千葉県より高いのです。

私はこれを見ましたので、これは四十七年度の決算面がこうあらわれてゐるのかと思ひました。そこさかのぼりまして同じような資料を、おたからいただいたのをひっくり返してみても、ずっと一年ごとと同じような傾向が出るものですから、四十年までさかのぼって調べてみたのです。ところが全国を一〇〇といひますと、東京都は二二〇から一三〇の間です。鳥取県はどうかといひますと大体一三〇から一四〇ぐらいの間です。千葉県はどうかといひますとずっと大体において七五前後ですよ。

こういうのをずっとプロットしていきますと、今日の地方税のあり方、その問題に関連する交付税の配分の問題、あるいは譲与税等の配分の問題というものが一体妥当なのか。いわゆる膠着してしまつて、にっちもさっちも動かないようなかっこうになっているのじゃないか。過疎過密が進んでゐるのに対応できるような形になっておらぬ、こういうふうには私は思ひました。交付税の問題については後はまた法律の中で詳しく議論したいと思ふのであります。

思ふのであります。こういう全体としての財政構造、これは都道府県別ですが、市町村をあさつてみしても同じ傾向ですよ。こういう姿でいいのか悪いのか、まずひとつ次官と税務局長と財政担当の審議官に率直な意見をお聞かせいただきたいと思ふのです。

○森岡政府委員 地方税と地方交付税、地方譲与税を合わせたいわゆる一般財源の各府県別の比較でございますが、北海道から並べますといま御指摘のような非常にアトラダムになっておりますけれども、御承知のように、いわゆる財政力指数と申しますか、決算の状況報告でござんいただいておりますあの順序で並べますと、いわゆる人口の大きい都道府県につきましては、人口一人当たりの一般財源というのは平均よりも少なく出てまいります。逆にだんだん人口が少なく、したがってまたそれに伴つて財政力が弱い団体は平均指数が高くなる。御指摘の東京などにつきましては、これは不交付団体でございましてからいへば特別に考えなければならぬ。地方交付税の調整作用というものは全く働かない。そういう意味合いで、これは細谷委員に申し上げるのには少し蛇足でございますが、人口の大きいところは当然一人当たりの経費も割りに安だ。逆に人口の少ないところは一人当たりの経費は割りに高になるという一般的な傾向があるわけでございます。私どももいたしましては、交付税の財源補正ないしは財政調整の仕組みというものはおおむね妥当に機能しておる、かように考えております。

○首藤政府委員 ただいま御指摘のありましたことは、税とそれから交付税とを合わせた一般財源の問題でございまして、交付税においてたゞいま財政担当審議官が申し上げましたような調整機能が大きく働かぬわけになっておりました。たとえば人口の小さい県におきましては一人当たりの金額が割りに高につくといふようなことで、段階補正そのほかの補正も行なつて調整いたしておるわけでございます。したがって、一般的に申し上げて、人口の多い県の一人当たりと人口の小さ

い県の一人当たり、これは小さい県の一人当たりが高くなつておるといふことは、交付税の調整機能が働いておる結果である、このように考えております。

○古屋政府委員 先ほどから税源の問題、交付税、地方譲与税につきまして、一人当たりの数字につきましていろいろ御指摘をいただいたのでありますが、地方交付税が御承知のように調整機能といひますか、いままでのところはこれがなければ非常な大きい問題でございまして、この調整的役割りというのを交付税によって措置をしておるわけでございまして、やはり人口の大きいところと小さいところと、一人当たりの単価につきまして御指摘のように非常に差があることは事実でございまして。

私どもは、税源の問題についてのいろいろの今後の改定の問題あるいは交付税の問題の調整作用につきまして、社会進歩とともにいろいろその調整の基本材料になるものをやはり考えまして、今後とも地方財源全体について三者一体としての有機的活用をはかつてまいりたいというように考えているわけでございまして。

○細谷委員 交付税が調整機能を十分持たなければならぬ、そのための交付税である、これはもう私どもが年来主張しているところであります。ところがその交付税が補助的な性格を次第に帯びてきておる、こういうことも指摘したところであります。

きょうは交付税の議論をするわけではありませんが、そのことについて深く入りませんが、それならそれで、過疎と過密が進んでいておる、そういう中においてナショナルミニマムを保障しなければならぬ、シビルミニマムというものを上積みしていかなければならぬ、こういうことになつてまいりますと私は今日やはり喫緊の問題は一人当たりで議論したことについて御批判があった、私もそう思つて言っているわけですが、それとも、そういう過疎地については財源がないわけでありまして、やはり調整機能を交付税で十分生

かしてあげなければならぬ。しかし過密都市については財源があるわけですよ。そうなつてまいりますと、たとえば東京とかあるいは横浜とか名古屋とか大阪等に対しては、そういう過密に対応できるような、住民の福祉と健康を守り得るようなそういう財源を与えてやるということが、今日、自治省なりあるいはこれを主管しておる税務局長の重大な使命であらうと私は思うのですよ。その使命を自覚しますか。認識いたしますか。

○古屋政府委員 私も大体細谷先生と、特に大都市の財源の充実の問題につきましては、考え方は全く同感でございまして。事業所の税の創設の問題、いろいろございまして、いろいろの事情で本年度は見送ることになったのでございまして、私どもは都市財源の充実をはかるといふ見地から、できるだけ近い将来においてそういう点も具体化をして、都市財源の充実をはかりたいという決意でおります。

○細谷委員 そこで、いわゆる税の問題の本格的な、都市税財源を中心として、議論を進めたいわけでありまして。大蔵省、いらつしやいますね。

今度、法人の基本税率を引き上げた。そして都道府県の法人税割を引き下げた。市町村の法人税割をほんのちよびり引き上げました。その結果、平年度になりました際の五十年度において、法人が国に納める税金と都道府県に入つていく税金と市町村に入つていく税金、いわゆる実効税率が四九・四七と五十年度になった場合に、その配分はいかがなおりますか、まずお尋ねいたします。

○西野説明員 実効税率ベースで申しまして、国の割合が六六％、地方団体の割合が三四％になります。

○細谷委員 地方団体の三四％のうち、県と市町村の割合を言つてください。

○西野説明員 道府県の割合が二七・一％、市町村の割合が六・九％、合わせまして三四％でございまして。

○細谷委員 それでは現行はどういう配分になりますか。

○西野説明員 国の割合が六六％でございまして、地方の割合がその差ということになります。道府県のはうが現行二七・五％、市町村六％でございまして。

○細谷委員 わかりました。

税務局長、これを確認しますか。

○首藤政府委員 そのとおりでございまして。

○細谷委員 私が試算した結果は若干数字は違つておりましたが、議論をしていくにはあまり変つておりませんから、いま大蔵省からお話しいただいた線で議論を進めたいと思ひます。

今度の法人税は依然として国は六六％ですね。六六％です。改正後と現行とは変わつておりませんね。

何が変つたのですか。都道府県と市町村の分が、六六％が六・九％になった。その〇・九％というのは都道府県のものを持つてきただけじゃないですか。これで法人税の合理的な配分ですか。依然として變つておりませんよ。何のことはない、九・一から一二・一に市町村の法人税割をしたというのは、都道府県の犠牲——これは適切じゃありませんが、犠牲においてやっただけじゃないですか。これで自治省は責任、済みますか。何のことはないじゃないですか。国はもうびしりと取るものは六六、前と変わらないうで取つてあります。そして、ただ法人税割と法人事業税の問題で、県のもの頭をひつかいてきて市町村にくつつけただけじゃないですか。これで都市財源の充実といえますか。

どうですか、政務次官。

○首藤政府委員 ただいまの御説でございしますが、国のほうの税としての法人課税の率は、いま御指摘のようにほとんど変わりはないわけではございまして。しかし、御案内のように、国の法人税分の三二％は地方に交付税として交付をされるわけでございます。そこで法人の実効税率の面から御説明を申し上げますと、御案内のように、いままでの現行の実効税率が四五・〇四でございまして、これが四・四三ふえて四九・四七になつたわけでございますが、これをいまの税だけの配分で申し上げますと、国のほうにその四・四三のうちの二・

一が——（細谷委員「もういいよ、そんなことは。交付税は聞いていないのだ。税を聞いていない」と）この四・四三を含めた割合を申し上げますと、国のほうが二・一一、地方が二・三二、こういうことになりまして、実質配分は地方のほう国より多いわけでございます。

そこで、税として考えてみました場合には、道府県民税の法人税割は御指摘のように、ただ国の法人税が伸びましたことによる自然増のうちごくわずかのものだけが残つて、府県としてはそのまゝの実額で措置を終える。そして法人税の引き上げに伴いますもの、それから法人税割の率の引き上げに伴いますもの、この両方、平年度約二千億ほどになるわけでございますが、これを全部あげて市町村に回したために、税として見ました場合には先ほど御指摘のように市町村がふえておる。それは、いわば県から持つていったものによつてふえておる、こういうような形式的なかつたことになるのだからと思うわけでございまして、実質的配分は、いま申し上げましたように地方のほうがいかに配分を受けている、こういう結果になつておりますのは御承知のとおりでございまして。

○細谷委員 あまり詭弁は弄しなさいでございます。交付税というのは国税三税の三三％、これはきまつておるわけだ。交付税は、下げようが上げようがそうなるわけですから、そういうしかけになつておるのですから。苦しまぎれに、税の配分についてはほとんど変更ないわけでありまして、いや交付税のほうをプラスしますと、国は二・一でありまして、そんなことでは、これはまさしく詭弁ですよ。苦しまぎれの答弁ですよ。

それではお尋ねいたします。前政務次官の時代であり、前大臣のときでありまして、おれは知らぬ、こうは申されなかつたと思うのです。あなたの良心を信用して御質問しますが、新聞によりますと、これは、私が申し上げておるの四十八年の九月十二日の読売新聞でございまして、大蔵、自治両省は十一日、——というのは九月の十一日で

る財政収入が一〇〇に対して財政支出は二倍半に及ぶ、こういうことが自治省の調査でも明らかになっております。いまはもっとひどいと思うんです。そういうことでありまして、森岡さんは、何と云っても都市の健全化というのは、この法律一本でできるわけじゃありません、やはり事務所事業所税等を実現することによってやはり過疎、過密解消の一助にもいたさなければならぬ、同時に、需要が山積しておる都市財源を確保してやらなければいかぬ、その有力な目標として事務所事業所税を何としてでも創設しなければならぬ、こういう決意のほどを言われた。それが昨年の五月ごろの話ですよ。森岡さんがあそこまで決意のほどを述べられたわけでありまして、これはその後、人はかわりましたけれども、自治省の連絡として流れておる大きな血管であったはずで、主張であつたはずで、それがどうですか、努力いたしましたけれども結果は何もありませんでした、こういう御回答です。

税制調査会の答申というのはいくつものかというのを調べてみました。四十六年七月の「長期税制のあり方についての答申」の中で「地方税源とくに都市税源の充実」ということで、事務所事業所税について書いてある。「大都市への人口、企業等の集中を抑制するとともに、現にこれらの集中に伴って増加している財政需要に対応する大都市の税源の充実を図るため、事務所、事業所等に対して特別な税負担を求める。」求めるという切っているんです。これは四十六年の「長期税制のあり方についての答申」です。四十六年から四十七年、四十八年、四十九年、三年たっている。三年たつて昨年十二月の税制調査会の答申はどういうことがあるか。「大都市地域の再開発に必要な財源を確保するため、これらの地域に所在する事務所、事業所に対する一定の課税標準による新税を創設することについて引き続き検討すべきである。」三年たつて後退しきやうにしているんですよ、内容は、そうでしょう。「特別な税負担を求める。」と言いつつ切つておつて、三年後

の答申は「引き続き検討すべきである。」ということなんです。一体自治省、何しているんですか。どこにこれを阻害する要因があるんですか、お答えいただきたい。

○首藤政府委員 ただいま御指摘のように、四十六年八月の長期答申におきまして事務所事業所税のことに触れられておりました、ただいま御指摘の項目のような意見を考慮しながら具体的な方法を検討し、適切な措置を講ずべきである、こういう答申がなされておつたのはそのとおりでございます。その後、御案内のように、二年間にわたりました事務所事業所税につきましても、二年間にわたりました提案をして、税制調査会の御審議をいただいたわけでございます。結論的には、去年の最終段階におきまして、一つには全般的な法人の租税負担の見返しが行なわれた事態であつたこと。それから年末に石油危機等の問題がございまして、先行きの経済事情についても少し慎重にいろいろな面を配慮すべきではないかといった意見が出ましたこと。さらに第三点は、こういった事業所事務所税のあり方等につきましても各省からいろいろな意見が出てまいりまして、その使途、取り方等につきましても必ずしも最終的な調整ができなかったこと、等のいろいろな問題がございまして、税調としてはなお引き続き検討、こういう結論にされたわけでございます。私もとしてはあくまでこれを創設したかったわけでございますし、また現在におきましてもその希望を決して捨てていないわけではございません、今後とも引き続きこの努力をしたい、このように考えている次第でございます。

○細谷委員 四十六年の長期答申があつた際に、事務所事業所税の自治省案が出た。運輸省案が出た。建設省案も出た。各省百家争鳴の状態であつたのです。それが今日まで依然として百家争鳴の状態、ものにすることができませんでしななという理屈は通ります。あなたは楽な姿勢でしよう、そのとき税務局長ではなかったのだから、そんなことは通ります。やる気がない

としかいわざるを得ないじゃないですか。私はそのことについて理解ができません。

そこで、事務所事業所税について、政務次官、こゝまで来て依然としてあいまいなものであります。あとでまたちよつと質問するが、税調は毎年毎年同じ答申をしておいて一向進まないものがあります。これは都市税源を充実するのだといひながら自治省の努力が足りない。結果として、努力しているのだとおつしやるかもしれないけれども、足りない。こういうふうな客観的に申し上げる以外にないと思うのです。

そういうことから、昨日参考人で参りました荻田さん、これは日本でも指を数えるぐらいの地方自治あるいは地方財政の専門家です。その人がこう言いました。これはどうしても事務所事業所税というのは創設すべきである。ところがいろいろ関係できないのでありますけれども、むしろこの事務所事業所税こそ、都市の実情に就いて都市自体が条例をつくつて、事務所事業所税を取つて先導役をつとめるべきじゃないか。かつて、いまの自動車取得税というのが京都府で呱呱の声を上げて、そして今日、市町村の道路財源の重要な役割を演じているわけでありまして、そういう先導役を今日都市がやるべきである。こういう発言をなしました。これは税務局長、お聞きになって。

そこでお尋ねしたいのですが、もしこの事務所事業所税について、国も努力しておりますけれども、間尺に合わない。そこでひとつ都市において、都市税源充実という意味において事務所事業所税を条例として取るということになりますと、これは法定外普通税になります。その法定外普通税については文句ないでしょうね。許可するでしょう。はつきりお答えいただきたい。

○首藤政府委員 ただいまの御指摘は、事業所事務所税を地方団体が法定外普通税として創設するとした場合に、自治省はどう考えるかという御指摘でございます。私も、ぜひこの事業所事務

所税を法定税として創設をしたい、こういう熱意を持っておりまして、今後とも一生懸命努力をしたい、こう考えている最中でございます。したがって、でき得ればこのような税が法定税で制定をされることが望ましいわけでございます。そのような推移を地方団体としても少し見ていただきたい。正直なところそう思っている次第でございます。

○細谷委員 あなたの先陣であり、地方行政財政に一生をささげてきた荻田保さんがきのうそこまではっきり言つたのです。信用しないのじゃありません、参考人としておいでいただいた荻田さんの財政自主権、そういう地方自治を守るといふ観点から出たことばであると私は思うのです。ですから、あなたの決意やよし。決意はそうあつてもいいと思う。やつたらばじゃまをしません。条例でやるどころがあると思うのです。そして、国のほうでそういう法制化をするならそれに乗ります、しかしそれを待てないんだ、そこで来ていますから、そうなんだ、場合によりますまい。不許可なんてことはせぬでしよう。十分に指導しますからいでしょう。

どうですか。○首藤政府委員 御承知のように、法定外普通税の設立の場合には二百六十一條の、市町村の場合には六百七十一條でございまして、許可が必要であるわけでございます。これは事業所事務所税のつくり方、立て方で、課税標準をどうとるかとか、こういった技術的なこともいろいろあるかと思ひますが、三つほど制限事項がございまして、国税や他の地方税と課税標準を同じにしてはいかぬとか、それからものの流通に障害が云々とか、こういったことがありますが、そういう要件はよく調べなければならぬと思つております。しかし、事柄自身は私もよくつくりたいと思つていて、その状況としてはよくわかるわけでございますが、先ほど申し上げたよう

に、私どもとしてはぜひ法定税でつくりたいと考えておりますので、そういう解決になれば一番望ましい、こう考えておる次第でございます。

○細谷委員 税務局長、私も、自治省案は事務所事業所税で、固まっておりますけれども自治省がどういう構想を持っているか、運輸省の事務所事業所税がどういふことをねらっているのか、建設省のやつがどういふことをねらっているのか、わかつていふのです。ですから、地方団体が取る場合には、やはり自治省の考えているのが一番地方団体にとってかゆいところをさすってもらうような内容を織り込んでいくわけです。ですからあなたのは出てこないと思う。そういう意味においては自治省のあなたの決意を実現するための有力なバックアップ、ただ先を越されたというかつこうでちょっとまずいでしょうけれども、しかし先導役をとめていいでしょう。ですから、これは自治省、地方公共団体一体となって都市税源充実に努力するという意味において、ひとつ政務次官、これ以上申し上げませんが、やった場合には、そしてそれが自治省に持ち込まれた場合には、きのう私は聞きました。荻田さんが、何だっ

たら私も相談にあずかりますよとある参考人に語ったそうです。それくらい来ているわけですから、ひとつそういう点については押えるのではなくて、前向きで善導していただきたい。いかがでしょう。

○古屋政府委員 まことに御激励と申しますか御叱正と申しますか、細谷先生の御意見をいただきまして、去年の暮れの力の足らなかったことを反省しております。職におります限り、この問題の来年度実現につきまして私は碎身の努力をいたしますと同時に、先ほどの地方団体のそういうような場合におきましては、先生のお話のようによく指導してまいります。

○細谷委員 この問題は、少なくともこの地方行政委員会の与野党の委員は前々から、とにかくこれは実現しないと、声を大にして支援しているのですから、その期待にこたえる意味において自

治省は努力しなければいけませんけれども、そういう前向きの姿勢で地方公共団体が都市税源の有力な一つとして取り上げていく場合にはひとつ前向きで善導をしていただきたい。政務次官のいまのおことばを私は確認しておきたいと思ひます。

○古屋政府委員 確認の意味で、いま申されました細谷先生のお話のとおり、前向きで善導をしてまいります。

○細谷委員 後ほど、林委員も言っておりました租税特別措置の問題について大蔵省とやりとりがあるのですが、自治省関係のことについても一つお尋ねしておきたいと思ひます。

これも新聞記事でございまして、日本経済新聞、四十八年十一月十六日、「電気ガス税 法人優遇、大幅に縮小」こういう記事が載っております。その内容を申し上げますと、基礎資材などの製品コストに占める電気料金の割合が五%以上の業務用電力を非課税としている現状、そしてこのための非課税の減少額が驚くべき四十八年度で五百二十四億円、ばく大な額に達しております。そこで、

当時は江崎自治大臣でありましたが、製品コストに占める電気料金の割合が五%というのは現実には合わぬ。五%ということはどういうことかといひますと、製品コストに対して五%でありますから、そして電気ガス税というのをどのくらい使っているかという大体六%でありますから、五、六、三十でありますから〇・三ですね。〇・三が決定的にコストに及ぼすなんて考えません。そこで自治省もこういう既得権をやはり改めるべきである、こういうことから五%を三〇%以上にしたい。現在、五%から三〇%の間にあるものが百十九品目、三〇%以上になると十品目。それはきのうも参考人が言っておりました。カーバイドとかそういうようなものはまさしく一トンつくるのに三千キロワット時くらいのはばく大な電気が要るのですから、これは電気が一つの原料。電気炉を使う特殊製鋼、そういうものは確かに電気が原料と言っているわけですが、五%なんて、これは動力ですよ。原料じゃないですよ。そうなっ

てまいりますと、三〇%で線を引いて十品目ぐらいを非課税の対象にして、百十九品目については課税をする。そういたしますと、約五百二十四億円のうち八割に及ぶ四百億円の増収が見込まれる。その場合には、はざるものは何かといひますと、鉄鋼とか特殊鋼とか石油とかセメントとかアンモニアとか、それからエチレン、アセチレン、合成ゴム、塩化ビニール、こういうものははざるされてくるわけですね。ところが、先ほど林委員が指摘しておりましたが、こういうことを実現しない

で、今度の税法改正の中でエチレン、プロピレン、ターポリマーゴム及びグリセリン、これを今度は五%というラインで右へならえて、いままでは三年間という期限でありましたのを永久的に非課税品目にしていく、こういう態度はおかしいと思ひます。江崎前自治大臣といまの町村自治大臣とは考えが違ふのですか。《読み違いだ》と呼ぶ者あり。

○古屋政府委員 先ほど申し上げましたように、それぞれの沿革でいって非課税措置という例外措置が講ぜられておるものもお話のように相当ありまして、そのときの状況といまの経済状況の推移といふことにかんがみまして、やはり租税負担の公平という見地から、私は特別措置といふものはできるだけ縮減、合理化をはかるということが必要だと考えております。その意味におきまして、関係当局とも十分に連絡いたしまして、特に御提案の御趣旨、私、先生の非常に御造詣の深い御意見を承ったのでございまして、その点を私の胸に置きまして十分努力いたしますことを申し上げます。

○細谷委員 先ほど私は、自治体、特に町村等を要する余り、町村自治大臣のことを町村自治大臣と申し上げたが、決して侮辱ではありませんで、自治大臣としてやってこれというところでありますから、ひとつ懲罰の対象には……。(笑)

ところで、質問を続けるわけでありすけれども、これは長年の懸案であります。いま申し上げたように、当時の江崎自治大臣時代の三〇%以上

ということになると、これは一応電気がまさしく原料ということになります。言ってみますれば、特殊鋼なんというのはクロームなりニッケルをまぜて電気炉でやれば特殊鋼ができるわけですから、電気が原料ですね。ほかに何も加えぬでいいのです。でありますからそういうものについては、これはその方法が使われておる限りにおいては非課税品目にするのは妥当であると考えられます、国際競争等も含めまして。けれども、五%といひますとコストに響くのはたつた〇・三%でありますから、こんなものは克服できないものじゃありません。これを永久的に、十数年前から五%でありまして、これを遵守しますということでは、これはまさしくこの非課税品目というものは既得権になつてしまふ。しかも、そういう姿勢を打ち出しながら、残念ながらこういう形で新しいものが追加されてくる。これはまことに遺憾でありますから、これはひとつ積極的に取り組んでいただきたい、こう思ひます。

○古屋政府委員 先ほど申し上げましたが、その問題につきましては、ただいまの御意見、その御趣旨の点につきましては私もまた十分了解できますので、何としてもこういう非課税措置の例外的措置につきましては、ものによりましていまのような及ぼす影響等も十分勘案しながら、ひとつ前向きで関係省とも連絡して対処してまいります。

○細谷委員 自治省財政局に、後ほどまた地方財政計画なり交付税の段階で詳しく議論をいたしたいと思ひますけれども、今度は、電気に関連いたしまして、いわゆる電源開発促進税というものが平年度およそ三百億円配られます。これは目的税として、国に目的税といふものはないわけでありまして、今度の目的税が新設される模様でありますけれども、一言聞いておきたいのは、これは基準財政収入額として今後計入いたしますか、いたしませんか。いかがでしょう。

○森岡政府委員 電源開発促進税は、主として電源立地の市町村に対してまして、県も一部ございしますが、交付金として交付されるというふうに聞い

ております。したがって、地方交付税の基準財政収入額には算入しないものと考えております。

○細谷委員 これはあらためて次の段階で議論したいと思ひます。

大蔵省にお尋ねいたしますが、私は昨年まで予算委員会におつたのですけれども、予算の審議が行なわれる際に、租税特別措置による減収が幾らになるかという事は予算審議の重要な資料であるから早く出してほしい、こういうことを要求しておりました。いつもは大体において予算審議中にこの資料が出ておつたのです。去年もそうでした。去年とことしと、衆議院の予算委員会、そして本会議で予算が可決されたのは一日しか違つてないので、ところが、この租税特別措置などというものは、衆参両議院予算委員会提出資料といつて、予算が終わつてから出てきてゐるわけですね。これに基づいて地方税がどういふはね返りを受けるのか、地方税自体のあらはどうか、こういう資料も数日前から自治省に要求してゐるのですけれども、まだ大蔵省ができていませんからできません、こういうことで、この資料はやつとけさもつたのです。これも国税だけです。

いま税務局長のほうから、地方税自体は二千億圓くらいである、それから国税からはね返りは千四百億くらいである、こういう話でありました。これについてちよつとお尋ねしたいのでありますけれども、国税だけで五千二百億圓でありまして、去年は四千六百四十五億圓でありますからかなり大きく伸びておりますね。租税特別措置、一割以上大きく伸びております。私がふしぎに思ふのは、五千二百億圓と書いてありますけれども、実際課税の特例というのが、二千七十億圓といふのが三角がついてゐるわけですよ。これを除きますと実際の租税特別措置というのは、大蔵省の資料でも実際課税を除いた減税額というのは七千三百億圓くらいになるわけですよ。なぜこんなに実際課税に三角をつけるのですか。数字が小さくなれば世間でいいからでしょう。もつと

も法律のたてまえが、交際費というのは必要経費である、だから税はかけないものである。そのうち、一定の尺度に基づいてこれを交際費に対しても取るから、資本に対して何%、あれが幾ら、こういう形でだんだん強化されてきております。これに、法律のたてまえは三角をつけるのはあたりまえかもしれないけれども、こういう三角は租税特別措置を小さく見せる数字のからくりで、法律上はこういうことになるでしょうけれども、おかしいと思うのですよ。交際費課税というのはこれはもう除いて、本来なら交際費というものは取るべきだといふ前提になりますと、これは三角じゃないでしよう。加つてくるのですよ。交際費といふのは一文も税金の対象にしない、こういう前提の法律でこういう形になっているのですけれども、これは問題がありますから、ひとつ、この間にはさみ込んで総額が小さくなるようなやり方をやめて、交際費のやつは別にはずしたほうがいいのじゃないか、こう思うのです。

ところが、私があるところの資料で拝見いたしますと、ここに載つてゐる以外に分離課税といふいろいろなものがあるわけですが、大体において計算しますと、四十九年度が、分離課税とかを含まれて、国税だけで一兆八千億圓あるわけですよ。そのうち、大体において、いま言つたような分離課税等の問題が約一兆圓ぐらゐといふことではあります、これに載つたのがおおよそ八千億圓ぐらゐ。

これはまあそれでいいわけですが、大蔵省、お尋ねいたします。これも新聞ですよ。四十八年の九月十四日にあなたのほうから税制調査会に資料を出してゐるはずですよ。そして、四十六年度の法人課税についてはこういうことになりました。すといふことで、資本金一億圓以下の企業は法人税として三・三%の実効税率であります。それから資本金一億から百億の企業は三五%でございす。ところが、この数字を見ますと大企業ほど法人税をよけい納めてゐることになりますけれども、

も、租税特別措置を計算に入れますと、資本金一億以下は三二・五%だ、一億から百億までは三三%だ、百億以上は三〇・一%だといふことで、大資本ほど法人税が安くなつてゐるという資料をお出しになつたと新聞は報じておりますが、こういう資料を出されましたか。

いわけでありますけれども、けさいただきましたこの租税特別措置の二枚目に、社会保険診療報酬の所得計算の特例というのがございす。これは四十九年度は千五百億圓、こういうふうに見込まれております。四十八年度は八百八十億圓であつたわけですよ。ですから、この社会保険診療報酬の所得の計算の特例、いわゆる七二%問題といふことで、かなり大きく伸びてゐると思ひます。これが地方税にどういふふうにはね返つてくるかといふと、まだ自治省、資料出しませんでしたけれども、四十九年度は五百十億圓であります。したがつて四十八年度は国税と地方税を通じて千三百九十億圓の社会保険診療報酬の特例による減税があるわけですね。認めますか、四十八年度。私の数字、確認されますか。

○西野説明員 いまお話しになりました点は、大蔵委員会に提出した資料を税制調査会に提出したものでございす。

○細谷委員 たいへん恐縮でございすけれども、租税特別措置法を審議してゐるのは大蔵委員会でありまして税調と同じような資料が出てゐるかもしれませんが、私のほうは地方税にはね返つてくるわけで、これは無縁のものではございせん。そこで、このとき出されました資料をひとつこの委員会に御提出いただけますかどうか。委員長、ひとつ出していただくとお取り計らいをいただきますと存じます。

○山下政府委員 御指摘のとおり、地方税では五百十億でございす。

○細谷委員 わかりました。結局、社会保険診療報酬の所得計算の特例といふことで千三百九十億圓の減税が行なわれてゐる。四十九年度はおそらく千六百億圓ぐらゐになるのではないかと、こう私は思ひます。相当大きな減税でございす。

○西野説明員 その件につきまして、さつと主税局長にお話ししたしまして提出するようにつとめたいと思ひます。

○細谷委員 提出するようにつとめます、つとめたいと思ひますといふ返事なんです、つとめたけれども出せませんでしたでは困るわけですね。これはもう重要なことでありまして、この資料をいただければこの問題だけでひとつあなたとみっちり一時間ぐらゐやりたいわけですが、つとめたけれどもだめでは困るわけですよ。つとめたけれどもだめでは困るわけですよ。委員長、この辺責任をもつて出していただくようにお取り計らいをいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○伊能委員長 他の委員会にも提出されておることですから、当委員会にも提出いただくように御折衝をお願いいたします。

○細谷委員 出してくれるのですか。——それではこの問題、少し議論したのでありますけれども、時間も十分ありませんからひとつ次に進ませていただきますと思ひます。

租税特別措置のほうで一点だけお尋ねいたしました

そこで、私はこの問題について一般論として議論するのじゃなくて、自治省の責任者が書いたことについてひとつ自治省に見解をお尋ねしたいと思ひます。

これは「地方税」といふ、税務局発行で、その責任者は、この雑誌は首藤じやありませんで、佐々木喜久治という人が税務局長時代のあれであります。そして書いておる人は担当者であります山崎英顕、いまあなたの後任で福岡の副知事になつて行つてゐる人です。その人がこの「地方税」の論評で、「事業税に関する当面の諸問題」といふ巻頭言を書いておられます。

そこでどういふことが書いてあるかといふと、いろいろ私もなるほど同感の——ほとんど全部同感の部分でありますけれども、最後のほうにこういうことが書いてございす。「現行制

度の概要について述べると、所得税及び法人税においては、社会保険診療報酬にかかる所得計算について、その収入金額の七二パーセントに相当する額を必要経費又は損金に算入することが認められているが、事業税においては、社会保険診療報酬は制度上全く課税されないこととされている。このように特例制度は、所得税については、社会保険診療報酬の不足をカバーするために、昭和二十九年度において、二十九年度です、二十年

前です、議員提案により現在のような特例制度が設けられたものであり、また事業税については、「いま私が議論している事業税については、昭和二十七年参議院における議員提案によって健康保険及び国民健康保険についての診療報酬を医師にかかる特別所得税の課税標準から除外する趣旨の修正案が成立し、昭和二十九年度から現行事業税に引きつがれ現在に至っているものである。」

お医者さんの仕事というのは法律上は第三種事業税の対象になるわけですね。ところがこの社会保険診療報酬というのは一切が七二パーセントの問題じゃないのですよ、事業税ノータッチですよ。こういうことでよろしいのでしょうか。それでもきたのは二十年前、それが依然としてつながらている。新聞等によりますと、この問題は毎年毎年税調でも問題になっておりますが、大蔵省では七二パーセントを毎年毎年一パーセント減らして、大蔵省が考えている五〇から五三ぐらいのところまで十年年がかりで大体いこうとしたけれども、それがパアになりました。しかし、七二パーセントの問題はともかくとして、事業税はノータッチということが許されまじょうか。これは、七二パーセントの問題がある、不公平の最たるものだとすることが指摘される以上に、税がノータッチ、全くこれは問題にならないです。当時の、二十五年ぐらいの話でありますけれども、診療報酬も今度上げられました。これがまた事業税がノータッチということはどうにも私は理解できないのだ。しかも事業税は、本質は、議論をしたいわけではありませぬけれども、物税ですね。

問題があります。どうお考えですか。七二パーセントが触れられないなら、事業税ぐらいいはもったらないかですか。いかがでしょうか。

○首藤政府委員 ただいま御指摘のありました診療報酬の国のほうの問題とともに、事業税におきましても同様の問題点がありますことは私もそのとおりだと考えております。この点につきましても、「社会保険診療報酬課税の特例の是正については、かねて当調査会に特別部会を設けて検討を進めており、別途答申することとする。」というように、このしる税制調査会の最終的な答申には相なっておりますのでございまして、この問題点とあわせて、私どもでもできるだけこれを整備をするという方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

○細谷委員 政務次官、あなたのお答えを聞かしていただいて、これは私はどうにもこの問題だけには理解できませんから大臣が来るときまで保留したい問題ですけれども、政務次官、こういう形七二パーセントという二八パーセントの対象になるのですかね。事業税が全くのノータッチという形は許されませぬから、ひとつあなたの意見を聞かしていただきたいと思います。

○古屋政府委員 まことにお話しのとおりのように私も感じます。ひとつ、先ほど税務局長答弁いたしました、この問題については至急前向きに検討いたします、そういうようなアンバランスと申しますか、非常なアンバランスがないように、私も前向きにひとつ積極的な態度で検討をいたします。

○細谷委員 この問題はたいへん重要なんです。まさしく地方税というのが国税の踏み台になっている、こういう感じがいたしますから、委員長、この問題は私はさらに大臣の所信をお尋ねしたい。

もう一点、事業税についてお尋ねしたいのであります。今度の地方税の改正で、保険事業にかかわる課税標準の算定方法の合理化ということが行なわれ

ました。私は、これは一応前向きであるという評価をいたしますけれども、三年がかりでやるわけですけれども、この数字、税率が妥当であるかどうか、こういうことについてなお私は疑問を持っております。

というのは、収入金額について課せられるのであります。と申しますのは、私は収入金額課税と所得課税との比較をしてみました。たとえば電気供給事業とかあるいはガス供給事業とか生命保険事業とか損害保険事業とか、そういうものがかりにいわゆる所得課税をされた場合には、この収入金額に対してどういふような法人事業税を払わなければならないかというのを比較してみました。比較してみますと、現行どうなっておりますかといま

すと、会社の名前は伏せます。あなたのほうも会社の名前は、二十二条かなんか持ち出して先ほど来なかなか言わぬが会社の名前は伏せますけれども、ある生命保険会社の四十八年三ヶ月の決算、これを見ますと、収入金額課税の場合には三億四千八百万円しか税金を納めない。これは現行で納めているわけですね、現行法の法人事業税で、もしこれが所得課税であった場合にはどうなるかという二十二億九千九百六十六万四千四百円、納めることになるはずであります。言ってみますと六・六分の一しか、収入金額課税であるために納めておらない、こういうこととあります。もう一つの生命保険会社を例にあげますと、このBの生命保険会社は、収入金額課税でありまして二億一千九百万円の法人事業税を納めております。ところが所得課税であります二十二億六千五百万円、だから約六分の一しか納めておりません。

今度、そういうことがおわかりになってこういう前向きの税法の改正をしようとなさっておりますわけでありまして、どうでしょうか、いま私が指摘したようなことで、この法律でびしゃっと、収入金額課税が所得課税よりも極端に有利であるというところが完全に除去できるかできないか、これをひとつお答えいただきたいと思います。

○首藤政府委員 御案内のように、収入金額課税を

とっております業種は、電気でございますとかガスでございますとか、いまの損害、生命保険でございますとか、こういうものがあるわけでございますが、これを、所得を課税標準にしてとりました場合との差額というものはいろいろあるわけでございます。それからまた年によりまして片一方が有利であったり不利であったりという変動もあるわけでございます。これはその年々の実際の収益がどうなるか、それから傾向的にどうなるかといったようなことを若干長期的に見比べながら収入金額課税という場合の税率を設定していくべきであらう、こう考えておる次第でございます。今回の収入金額課税の改正によりまして、御案内のように、結論的には大体現行の課税額の約三倍ぐらいの収入になるわけでございます。これで、所得金額を課税標準にした場合とびしゃりと一致するということにはもちろん相なりませぬけれども、長期的な目で見た場合にはほぼ妥当な税率ではなかろうかと思っております。

○細谷委員 三倍ぐらいになるだろうという見込みであります。私が実例で指摘したところは大体六倍ないし六・六倍ぐらいでないかとバランスしない、こういう数字になっております。したがって、収入金額課税であります、この改正の方向ではこの税率をまだ倍近く上げなければバランスしないのではないかと、こういう感じを持っております。政務次官、それを心配しているわけですか。せっかく前向きにやられたけれども、まだしかし実例からいって二分の一ぐらいでは、これではこの法律、前向きでありますけれども、これでよろしいでしょうか。さういふ言えないわけですね。したがって、この委員会での法律案が終わるまでに、会社の名前は出していただいてもよいし、出さぬでもいいですよ、A Bでも何でもけっこうですけれども、ひとつ実例について、これでどういふことか、私は低いと、こう見ているわけですから、ひとつその数字をこの委員会に出していただきたい。そう

なければこれはちよつと簡単に結論は出ません。それをひとつお願いしたいと思ひますが、そういう意味においてこの点も留保しておきます。

○首藤政府委員 この今回の率は、過去数年の実績等を照らし合せて、勘案をして策定をいたしましたものでございまして、まず妥当なところかと私も思つておるわけでございしますが、そのことの積算の基礎に關しますような資料を作成いたしまして提出をいたしたいと思ひます。

○細谷委員 私はこれはそういうことをお願いしまして、次に自治省にお尋ねしたいのでありますけれども、今度中小法人の事業税について、六%、九%、一二%という段階について、従来の百五十万、というものを三百五十万、四十九年度は三百五十万ということになるわけですが、そういうふうな中小関係の法人事業税についての区分が改正されます。おたくからいただいた資料によりますと、これは三十九年度で、それでしよう。

○山下政府委員 いまの区分になりましたのは、御指摘のとおり三十九年度以来でございします。

○細谷委員 三十九年度で、その後ずっとそのまゝになりまして、十年後の四十九年度で改正する、こういうことですね。

○山下政府委員 はい。

○細谷委員 大蔵省にお尋ねいたしますが、法人税について中小と大法人と段階が設けられております。で、一億円という段階、資本金一億円以下、以上、こういう形の法律が設けられたのは何年でございましょうか。

○西野説明員 四十一年からでございします。

○細谷委員 そのとおりですね。四十一年の一月一日以降、資本金一億円という一つの段階ができたわけですね。そうして今日までこの一億円という段階は変わっておりませんか。

○西野説明員 変わっておりません。

○細谷委員 三十九年の段階を、百五十万から三百五十万に変えておるのに、資本金のあはれはどうして変わらぬのですか、一億円という段階は、ど

うして変わらぬのですか。その後たいへんな資本金の変化がありますよ。どうして変えないのですか、お尋ねいたします。

私は法人企業統計年報というのを、全部過去にさかのぼつて持つておりませんが、四十五年と四十二年の法人企業統計年報から引っぱり出して見ました。そういたしますと、四十二年には一億円から十億円までの資本の企業が四千三百六十九、ところが四十五年、三年後には六千五百九十三と、五割ふえております。それから十億円以上の企業が九百二十九から千二百五十二と、これも大きく変わつております。いま申し上げました点からいって、四十一年から四十九年まででありますからあれはかなり資本額というものは激変しております。私の具体的な頭に残つておる会社だけでも、一億であつたものがその後にもう十億、三十億と、こう変わつていっております。どうして一億円だけを変えないのか、実際にそぐわないじゃないか、こう私は思うのですが、いかがでしょうか。

○西野説明員 担当でございせんのでその間の事情を承知いたしておりますので、まことに申しわけございせんけれども、調べまして御報告させていただきますと思ひます。

○細谷委員 あなたは第三課長ですから、重要な方針はちよつとお答えいただけたいと思ひますけれども、三十九年度に基づく法人事業税の段階というのの百五十万から三百五十万まで上げるわけですね。四十九年度は過渡的に三百万で押えますけれども、二倍上がるわけですね。そうしますとやはり一億円というの、四十一年でありますから、三十九年と四十一年もあまり変わらぬですよ。この法律はおそらく年度にしますと四十年か四十一年にできたものでしょうから、変わらないですね。そうなることの一億円という段階はもう変える時期に來ておる。しかも法人企業の実態、資本別の数字もそれを如実に証明しておる、こう申し上げてよろしいかと思ひます。

いかがでしょうか、自治省、先見の明もつて、

三十九年度であります、変えたわけですね。私は実態に即した方途だと思ひますが、大蔵省は變えておりませんが、法人税割に關係ありますから無縁とはいえないわけですね。政務次官、いかがですか。

○古屋政府委員 私もそのときのその状況はよく存じませんが、こういうような十年前のものかどうかは、ひとつ大蔵省ともよく協議をいたしまして、その実態を知つてからでないかとちよつと答弁できませんので、ひとつ私からは答弁することを御容赦いただきたいと思います。

○細谷委員 この辺はやはり自治省の政務次官にも問題があると思ひますし、本来ならば大蔵大臣等にこの席に來ていただくことが妥当かと思ひますけれども、そういうものの配慮も含めまして、ひとつこの点について保留させていただきます、こう思ひます。

政務次官、こういう不合理が、時代おくれの一億円というものがあつたのですからいま問題が起つてゐる、私はこう思ひます。

それは、ここでも議論がありましたように、東京の法人課税の超過課税の問題で、最近、これは日本経済新聞の三月十二日の記事でありますけれども、「超過課税急速に広がる」ということで、東京都に右へならえをいたしました、右へならえというよりも、大阪府も法人事業税の引き上げをやりますと、こういう記事が出ております。大阪の場合はその法人事業税に限らず、法人住民税についてもひとつその辺のことを考えよう、と、こういっております。兵庫県の坂井知事も法人事業税の引き上げを決定して事務当局に具体的な検討を指示した、その増収分を勤労者の福祉施設の充

實などに使う予定で、四十九年度中に実施したい、こういっております。それから横浜市中でありますけれども、資本金を現在の実態に合わせるために、まあ四十一年と比べますと資本金一億円というものは中企業です、そういう意味において資本金十億円以上の企業に対する法人市民税を地方税

法による最高税率まで引き上げる方針である。したがつて、今度の改正が済みますと制限税率が一四・五になりますので、十億円以上の資本金の企業に對しては法人税割を制限まで持つていききたい。こういう構想のように新聞では書いてあります。

この超過課税の問題はいまに始まつた問題ではありませんが、法人事業税についてはかつて三十一、二年に秋田県が、三十一年から三十八年まで一%、一二%を一三%にしたというあれがあります。青森県でも一二%を一・五にしたといういきさつがあります。しかも、現在の法人税割というのは指定市である福岡、あるいは指定市に次ぐ広島あたり、八百四十六市町村が、この資料にもありますようにおよそ四〇%が超過課税をしてゐるわけですね。そこに今日の都市税源の欠乏というのが如実にあらわれておると思ひます。

それでお聞きしたい点でありますけれども、この委員会におきまして、東京都のやつたような不均一課税というものは地方税法六条、七条に照らして違法とはいえない、こういうふうにおっしゃいました。しかしいろいろとそういう点については自治省としては指導をしてまいりたい、こういう基本的な態度であらうと思ひます。法人税割について、この記事にあるように、資本段階一億というの、エジプト時代とは申しませんが、けれども、もうカビのはえたような段階でありますから、ひとつ現実に即応するように、一億という段階にもう一つその上のはうに十億、百億と、こういうような段階を設けて、軽度の累進税率を適用することが、今日いろいろ問題になつておることに対する、対応していくゆゑではないか、こう思ひます。しかも税率は法律で定めた制限税率の範囲内でやるわけでありまして、こういうやり方は、税務局長、不均一課税として許せませんか、許せますか。見解をお尋ねいたします。

○首藤政府委員 不均一課税は、御案内のように公益上の特別の必要がある、公益上必要がある、こういう場合に行なわれるわけでありまして、その公益上の事由という事柄が、その団体において

的確に判断ができる、厳密に解釈して判断ができるという事態であれば、それはかまわないわけでございます。

○細谷委員 地方税法六条二項のつとておればよろしい、いわゆる資本段階十億というところを一つ区切っても不均一課税にはならないと、こういうおことばでありまして、かなり前向きな御答弁でありますので、同時にひとつ大蔵省も、こういうカビのはえたような区切りは改めるようにしていただきたい、こう思います。

○首藤政府委員 不均一課税の公益上の理由の点を答弁申し上げましたが、その不均一課税をやります場合の考え方といたしまして、法で定められております税率構造を変化をしようという点とは許されない、こういう解釈に相なっております。その点だけつけ加えて申し上げます。

○細谷委員 税率構造をどこ変えているのですか。段階を設けたから税率構造が変わるというのですか。どこへ税率構造が変わるのですか。

○首藤政府委員 現在の法律で、たとえば事業税の場合でございますと所得区分で軽減税率の適用を行なう段階をきめておるわけでございまして、そのように段階別に区分をつくりまして、それに応じて税率を設定しておるといふようなケースのことを申し上げたわけでございます。

○細谷委員 どこへ税率構造が変わるのですか。おかしいでしょう。書き方によって税率構造を変えたように見えるかもしれないけれども……。たとえば一・二・一でしたのを制限税率の一・四・五まで持っていくんです。そうしてその次の条文に、ただし、十億円以下の資本に対しては標準税率で取りなす。構造は変わらぬでしょう。東京都のやり方と変わらぬでしょう。何が税率構造を変えているのですか。変えてやしませんよ。もともと、税率構造なんだったって、一億円の段階を設けたことを税率構造とおっしゃるのではありませんけれども、制限税率の範囲内でやっているとすよ。はみ出しやせぬです。東京都のやり方と一つも変わらぬでしょう。

○首藤政府委員 先ほどの御質問が法人税割そのほかのお話が出ておりましたので、一般論の御質問と思ひまして一般論で答えを申し上げます。

今回の東京都のやり方につきましては、具体的なやり方の結果がどうなるかによりまして、いろいろ議論があるわけございまして、一応、現在の段階区分それぞれ税率を一律に標準税率超過課税をやりまして、特定のものを落とす、こういう二段階をとっておるわけでございます。その、あと落とすのがいわゆる不均一課税の手法によっておると、こう言っておるわけでありまして、そこでその実態がどうか。つまり、ごく少数のものだけに對する結果的な増税という経過になるのかどうか、そういった点についていろいろ議論がある、ということをお申し上げただけでございます。

○細谷委員 法定の税構造を変えればそれは不均一課税、それは私も承知してものを言っているわけですが。税構造を変えるのも不均一課税で、それも合法的であります、いいんです、そんなことを私は言っているわけじゃないのですよ。法人税の税率を、一億円以上の資本金に対しては——法律はそういう一億円になっているのだから、カビのはえたやつは、それを改めようというわけだから、あなたの方には守らねばいかぬわけですよ。その一億円以上の企業に対しては制限税率の、一・二・一じゃなくて、一・四・五の法人税割を取りなすよ。しかし十億円以下の資本金に対しては標準税率の法人税割にするという措置を法律の範囲内で書くわけですよ。それは制限税率をオーバーしたらいかぬですよ。そうでしょう。六条は「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができ。」第七條「地方団体は、その一部に對して特に利益がある事件に關しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができ。」こういうことでありますから、新聞に書いてあることは非常に重要な問題だから私は言っているわけですよ。

まのこういう情勢の中では、非常に重大な問題をはらんでおるから答えにくいだろうと思うので、もしきょうあなたの責任だけで答えられないといふなら残しておいてもいいですよ。しかし、あなたが不均一課税でございましてということであると、私はちよつと下がれない。引込めないます。

○首藤政府委員 法人税割の場合の問題でございますが、法人税割の場合は法人税割に税率をかける、こういうかっこうになつておりました、法人税の場合には、ただいま御指摘のように古くはございまして、一億円といったような段階があるわけでございます、それに應じてかけられました法人税の税額の一定税率、こういうかっこうで法人税割がかけられるかっこうになろうと思ひます。そこで、そのほかに別にランクを設けますことがいいのかどうかという点については、いろいろその税率構造のことに關しまして議論もあるわけでございますが、なおそういう点についてはこれから十分検討してみたいと思つております。

○細谷委員 法人税というものは国の基本税率四〇%をかけて法人税が納められるわけですね。それに対して標準税率でいくのか、制限税率でいくのか、それをかけたものが法人税割ですね。ですから、私のほうは、四〇%もあるわけですから制限税率でいきますよ、国の定めた法人税に対して制限税率でいきますよ、こういうふうな条件をきめます。これはちよつと違法じゃないですね。しかし、中小企業については公益上の理由もあつて気の毒でありますから、資本金十億円以下のものに対してはひとつ減免してあげましょう。これを奨励金でやりますといつたら一体どうなりますか。抜け道は幾らでもあるんですよ。制限税率の範囲内なんですから抜け道は幾らでもあるんですよ。奨励金ならいいでしょう。問題ないでしょう。ただ、税金を一応納めてまた返すということになりますけれども、それだつていいですよ。

問題は「一億円なんというカビのはえた段階をいまだに固執しているところに問題があるのであつて、それを直していただければ、実際に即するようになことになるわけですが、いままさぐというわけにいきませんが、そういう事態が都市、特にきのう参考人が言つておつたように指定市なんて吹き出しているわけですから、そういう具体的なことが起こるのは理の当然だ、こう思うのですよ。ですから、税構造を変えないなんと言ふことは、なりもしないのをいかにもなつたかのごとくに、不均一課税でございましてなんと言ふことはいけません。これは重要な問題を含んでおりますからひとつ御検討をいただきたい。そして後ほどひとつ御回答をいただければけっこうでございます。

それは、皆さんも気の毒ですから、委員長、あと二、三、問題点だけ指摘して終わらしていただきます。

先ほど議論されておりましたが、住民税の課税最低限、私はちよつと意味がわからないのですよ。自治省は従来、前年度の所得税に對して、言つてみますと四十八年度の所得税の課税最低限に對して今度のやつと比較しているわけだね。それで九〇%でございまして、こういうことになつてゐる。大体八〇%の線を守ろう、こういうのが自治省のお考えではないかと従来想像しておりました。現にまたそういうことで責任者等も書いてございまして、どうなんでしょう、将来住民税の課税最低限というのは、八〇%から今度九〇%になつたのですから、九〇%を守るようにいたしますか、いたしませんか。

○首藤政府委員 住民税の課税最低限は、先生も御承知のように住民税の特殊な性格もございまして、そういう面から、なるだけ広く住民がいゆる会費としての住民税を負担する、こういう性格を保ちながらなおかつ生活水準の向上等の要素を勘案した適正な課税最低限を求め、こういういろいろな要素をかみ合せて考えておりますので、納税義務者の数でございまして、生活費の状況でございまして、そういうものも加味しておるわけでございます。したがひまして、大体いままでは御指摘のように、経過的には前年

の国の所得税、これに比へまして八〇%前後のところを推移をしておるといふのが実績にはまきしくなつておるわけですが、これを何%でなければならぬ、こういうふうに観念をいたしておるわけではございません。

○細谷委員 税務局長、負担分任の精神で、住民は最低生活を保障されなくてもよろしい、負担分任が生きてくるんだ、応益主義で生きていくんだ、こういう御主張ですか。最低生活に食い込んで税金取つてもいいのですか。どうなんですか。

○首藤政府委員 先ほども申し上げましたように、最低の生活費に食い込んでいいことを申し上げておるわけでは決してございません。そういう生活費の状況、それから一応はかに負担分任という、住民税独特の性格もございますので、それとあわせ考えながらということをお願いしたわけでありまして、最低生活費に食い込んで課税することが適当でないことは当然のことでございます。

○細谷委員 所得税は最低生活に關係なしに課税最低限が設けられておるのですか。どっちがほんとうなんですか。百一十万円がほんとうなんですか、百五十万円がほんとうなんですか、お答えいただけますか。

○首藤政府委員 私ども考えております場合には、所得税の課税最低限、これが必ずしもいわゆる生活最低限そのもののイコールであるというようには考えていないのでございますが、そのほかいろいろ御案内の指数がございまして、そういうものを別に勘案しながら私どもとしては妥当な線を考えていきたい、こう思つておる次第でございます。

○細谷委員 私は今日の住民税に關する限りは、大体都市においては八対二、所得關係の税といふのは地方に入るのが二、國に大体八割入つていつてゐるのです。そういう実態です。税全体としては六八対三二ぐらいのことではないですかけれども、現実に所得關係の税、特に過密で悩んでおる都市については、所得税等のいわゆる所得關係の

税というのは八対二ですよ。地方はたつた二割しかないわけですよ。そういった実態の中でありまして、私は、また私どもは、しやにむに所得税の課税最低限百五十万円に一体としなさいと言つてゐるわけじゃない。また住民税が所得税と同様に、いわゆる所得の再配分機能ということに終始すべきものではない、ある程度応益性というものを取り込むことはやむを得ない、こういうことを考えながらも、きのうも荻田さんが言つたように、四十八年所得税の課税最低限と四十九年度の住民税の課税最低限を比較するからこんな問題が起るわけですよ。意味がないと荻田さんも言つておつた。ことし、一体四十九年がどうなるのか、百五十万円と百一十万円と四十九万円の差がある。これは現実の問題です。しかも今日、インフレがどんどんどんどん高進していく段階において前年度の課税でもらつた、年収が減つちやつてゐるのですからどうにもならない。

そういうことでありますから、一ぺんにやれなうということでは言つておりませんが、原則としてはこの種のものは私は課税最低限が一体である、一致すべきである。税率構造については応益性、応益性というものを勘案いたしますから、それは住民税のほうがなめらかなスロープ、カーブになるといふことは、それはもう私も基本的に理解いたしましてけれども、この辺の問題ですよ。いいか悪いかは別として、百五十万円に上がつちやつたのですよ。あなたの前任者の佐々木さんも言つておられますね。百五十万円になりますと、今度は百一十万円でありまして、所得税が上がつたことによつて、三控除を上げることは別として、所得税が上がつたことによつてはね返つてきて、住民税の課税最低限はおそらく今度のあれからいくとかかりの分はね返つてくると思うのですよ。ですから、三控除をいじらぬでも、来年百一十万円といふのは百十万円くらいになるでしょう。しかしどう見ても、あなたのほうの九〇%とか八〇%といふものを守るといふことになると、百二十万円くらいにせいやいかぬですよ。佐々木さんもそう

言つておりますね。ですから、この点についての基本的な自治省の考えをお聞かせいただきたい。いかがでしょうか。

○首藤政府委員 課税最低限のあり方がどうかという点については、毎々申し上げておりますように、最低生活費に食い込まないという原則がありますとともに、住民税のたゞいま先生御指摘になりましたような特殊な性格がございしますので、所得税の課税最低限とこれを一緒にしてしまつて、引上げても必ずしも適當でないと考えておりますが、生活費そのほかの事態の推移に応じてこれを引上げていくということはやらなければならぬ、こういう原則的な考え方でございます。

ただいま御指摘がございましたように、明年度におきまして、ことし国税がとりました例の百五十万円という課税最低限設定のための給与所得控除、こういったものは、いま御指摘のように、来年の住民税にはね返つてまいりますので、当然その分は住民税の課税最低限の引き上げになつて将来あらわれるわけでございます。

なお、このほかにも、各種控除におきましても、現在三控除の間に差がありますものを、財政状況等も勘案をいたしますけれども、できるだけ早い機会に同じ額に詰めていきたい、こういった願望も持つておりますので、財政状況そのほかを勘案しながら、来年は適正な課税最低限の引き上げとおるわけでございます。

○細谷委員 時間がありませんから、税務局長、この本を読まれたことがありませんか。読まれましてか。感想はいかがですか。

○首藤政府委員 たゞいまお示しをいただきましたのはおそろく東京都の研究会によりまして大都市税制改善のための新しい個人住民税、これであると思ひますが、そうでございますか。——これにおきましては、新しい個人住民税のあり方として、国税の所得税からの大幅な税源移譲、これを前提にいたしましていろいろ提案がなされておるわけでございます。

ただ、この点で非常に問題がございましてのは、所得税の大幅移譲をやりまします場合に、たとへば五〇対五〇といったような移譲をやりまします場合の事務配分あるいは負担区分の変更の問題との関連、それから現行課税にせよ、こういう御主張になつておるわけでございますが、住民税が現行課税になりまして技術的ないろいろな問題、こういうむずかしい問題がございまして、これはかつて住民税を所得税の付加税にしたかどうかとか、そういった議論が政府税調等でも行なわれたわけでございます。こういう場合にぜひ論議が尽くされましたような問題点を含んでおる御提案である、こういうふうに感じております。

○細谷委員 税務局長、あなたは何年自治省につとめていますか。三十九年ごろ自治省におつとめになつておつたでしょう。そうでしょう。あなたはそのころ財政課長をしておつたのじゃないですか。そのとき、国税と地方税の比率というのはおおよそ五五五にすべきである、こういうことを自治省は主張したのですよ。その後引込んでしまつたのですよ。自治省は、その引込んでしまつたところが、だんだんどうも大蔵にしてやられてゐる。全く、地方の財源と同じように自治省自体が自主性をだんだん喪失してきてゐる、こういうふうになつてゐるのじゃないかと思ひます。たいへん失礼なことですが、私の率直な考えを申し上げておるのです、立腹しないようにお願いしたいのです。主張したので、それでどうかといふと、いや事務の再配分をやるのだ、地方制度調査会に事務の再配分をやらせて、そして事務の再配分に相応するよう、見合うような税財源の配分をするのだ。百年河清を待つにひとしい。こんなことでございませぬでしょう。現に戦後二十二年にできた地方自治法施行規程、自治法附則八条、この国費職員の問題も片づかぬでしょう。依然として戦後は、当分の間という形でつながつてきてゐるでしょう。これは容易ならぬことです。

でありますから、マクロにみれば、今日の福祉転換への道、それに重要な任務になつておる

のは何といつても地方公共団体である。そういうことからいいますと、やはり税財源の充実というのは重要な。でありますから、ずばり、まずマクロな観点で半々に分けましょう。特に所得課税なんというのはそういうことである。最近はまだ法人税もやはり折半すべきであるという議論も、横浜国大の教授があなたのほうの雑誌の巻頭言に書いています。そこまで来ているのですよ。そういうことからいって、あなた、批判するばかりではなくて、この中にもやはり、今日の住民税というのは課税三控除を上げていくだけにやってくる。という町村がある。でありますから上げられない。とうとうどこへ行くかというところ、均等割でまけたらどうかということ、せつちん詰めのようなことになっておるのですよ。そこに今日の地方財政の実態があるわけです。最低生活費に課税しないという原則になります。諸控除を上げただけではやはり不公平の拡大が起こってきているわけですから、もうこれもきりきりまで来ております。でありますから、所得税と住民税、しかも資産所得等ではさきも申し上げたように一兆円もの、分離課税等で減税が行なわれておるわけありますから、そういう点も整理しつつ、総合課税をしていくべきである。そしてその所得関係の税というのは国と地方が折半すべきである、この原則は高く評価すべきであると私は思います。そういう点で現年度課税反対なんというのは理屈になりませんよ。いまのこういうインフレの時期では住民税も現年度でいくべきです。そういうこととひとつよく読んでいただいて、じっくりとこのいいところは取り入れていただきたい。これをひとつ要望しておきたい。

最後に、お願い申し上げたい点でありますけれども、今度、固定資産税のいわゆる発電所施設等にかかる特例措置、三百四十九条の三関係、重要産業用合理化機械設備の特例、同じく三百四十九条の三、これを是正するために、およそ七十億円程度の税収が発電所所在市町村に来ます。そこでお願いしたいこととあります。こ

の電力というのは大体定率で償却していつております。五年たつたらば取得価格がどの程度減るのか、十年たつたらどの程度減るのか、これをひとつ明らかにしていただきたい、こう思います。それからもう一つ、この固定資産税の税率でありますけれども、三百五十条の二項に「市町村は、百分の一・七をこえる税率で当該年度の固定資産税を課するときは、あらかじめ、文書で、その旨を自治大臣に届け出なければならぬ。ただし、その所有する固定資産に対して課すべき固定資産税の課税標準の額が当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の三分の二をこえる納税義務者がいない場合その他政令で定める場合は、この限りでない」と。この第二項というのは昭和四十年ころに入つたあれです。もともとこの三百五十条というのはたつた一項だけで、「固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、百分の一・四をこえることができない」と。標準税率は一・四でございます。制限税率は二・一でございます。これだけ書いてあつたのですよ。ところが二項が入りました。言ってみますと、発電所等で一つの自治体には大きな税金が舞い込むことは困る、こういうことであつて、そうして二・一という税率があるのに、一・八をこえた場合は自治大臣の許可を得なさい、原則を制限税率でまじはつてきていくわけですよ。だから、あなたのほうからいいたこの資料によりますと、一・八をこえて課税するところは発電所関係ではなくなつてしまつたでしょう。しかし二・一まで取つてゐる団体だけありますよ、この表を見ますと。あるのですよ。まずこれから、随分と始めよ、この二項を削つたらいかげん。発電所建設促進税まで設けるのなら、発電所の税源を地方税の原則に基づいてやるということが先決問題でしょう。それをやらないうちで発電所の建設促進税なんというのは、これは誤りだと思ふのですよ。いかがですか。

○首藤政府委員 発電所の償却につきましては別

途お答えを申し上げます。

それから、ただいま御指摘の、標準税率一・四に對して一・七をこえる課税があるときには云々という規定は、当該市町村なり地方自治体に特別に大きなものが所在をいたしまして、ほとんど大部分の固定資産税がそこから収入されておるといふような場合に、そこだけに大幅な超過課税をやるといふことがいかなるものか、こういうことで一・七をこえた場合には規定が入つたように承つておるわけでございます。

超過課税のあり方につきまして、標準税率が設定をされております上に超過課税を行なうことは、これはもちろん財政上の特別な事情があればよろしいわけでございますけれども、その限度をどこまで持つていくかという考え方についてはいろいろあるかと思ふわけでございます。固定資産税の場合は二・一ということ、五割増しというかなり大きな幅の制限税率の設定がなされておつたわけでございます。これは経過的に、各地方団体における超過課税の状況、この推移がございまして、若干ずつ大幅な超過課税というものがなくなつてきてまして、超過課税の幅が小さくなつてきつたところ、こういう状況も前提としてあるわけでございますが、そのような状況を踏まえて当時改正をされたもの、このように承つておるわけでございます。

○細谷委員 まあ、固定資産税の標準税率は一・四とする、制限税率は二・一と書いておけばいいのですよ。それは東北のほうはみんな制限税率でやつておつた。発電所だけは自治大臣の許可を得なければならぬようにしたものだから、二・一が悪いなら一・七に直されたいでしょう。わざわざ制限税率をやつたのに、ある団体のところはこういう三分の二以上、一つのあれが持つていたらこれは自治大臣の許可が要る、おまえのところは税金が多過ぎるよと、こういうことなら二・一を改めたらいかげん。二項なんて必要ないでしょう。そう思います。ひとつ御検討をいただきたいと思ひます。まあしかし、この発電所のやつ

を合理化ということで、三分の一、三分の二というめちやくちやなやつを今度改めたことについてはやや前向きだということでは評価はいたします。こゝまで一歩を進めたのですから、ひとつきちんとやるべきものをやつて、ということを私は申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つ、償却速度等についてはあとひとつ資料としていただきたいと思います。もう一点だけ、これで最後でありますけれども、今度大規模償却資産の課税限度の引き上げというところで法律をつくりまして、市町村重点に、特に発電所に、これも電源開発促進税というのを設ける前に、自分で自前のやつをやるべきということ、これはやらざるを得なかつたのでしよう。だからこの辺もやや前向きでありますから評価いたしますが、私が申し上げたい点は、このいただいた皆さんの計数資料から見まして、昭和三十年に大規模償却資産に対する特例というのができたわけですよ。私は当時市長をしておりまして、私のところにある工場というのは、大きな工場が五つばかりありますけれども、四つを県に持つていかれた。県税に、三十年のこれで、これは恨み骨髄に徹しているわけだ。今度それを、一つの工場についてはこういう人口急増があればこゝまでします、それから一つのあれについては四〇%まで保証しますよ、それから基準財政需要額でまた救つてあげますよという形で漸次改善されたことについては、恨みがあるだけに私は前向きだということを評価いたします。

ところが、今度一体どうなるかという資料を自治省からいただきましたと、驚くべきことに、大規模償却資産の課税限度について、六億八千八百万円が県のほうから市町村に移つていくだけで、六億八千八百万円が県のほうから市町村に移つていくだけであります。そうしてその六億八千八百万円というのは一体何団体に関係しているかという、たつた九団体です。三千三百の自治体があるうちたつた九団体です。その九団体が、憎らしやという形で三十年に設けたやつを。そうし

午後六時十三分散会

昭和四十九年四月四日印刷

昭和四十九年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局